

平成 3 年 度

女子雇用管理基本調査

——母性保護等実施状況調査——

結果報告書

労働省婦人局

は し が き

労働省婦人局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた女子保護規定の実施状況等について調査を実施してきており、「男女雇用機会均等法」の施行（昭和61年4月1日）後初めての調査となった昭和63年度より、女子雇用管理基本調査－母性保護等実施状況調査－として実施している。

本調査では、女子労働者の母性保護等の状況のほか、労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所における規定状況について調査しており、平成3年度は、所定時間外労働等の実施状況についても併せて調査を行った。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって御協力をいただいた事業所各位に対し深く感謝する次第である。

平成5年3月

労働省婦人局長

松 原 亘 子

目 次

I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	4
1 女子労働者の状況	4
(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合	4
(2) 出産者の割合	6
(3) 妊娠又は出産による退職状況	7
2 労働基準法に基づく制度の規定状況	8
(1) 産前産後休業	8
(2) 育児時間	8
(3) 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置	9
3 労働基準法上の保護の状況	10
(1) 産前産後休業の取得	10
(2) 妊娠中の輕易業務転換	12
(3) 育児時間の請求	13
(4) 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求	14
4 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況	15
(1) 妊娠中及び出産後の通院休暇制度	16
(2) 妊娠障害休暇制度	16
(3) 妊婦の通勤緩和措置	16
(4) 配偶者出産休暇制度	17
5 所定時間外労働等の実施状況	17
(1) 所定時間外労働を恒常に行っている職務の状況	17
(2) 所定時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務の状況	19
(3) 深夜業を恒常に行っている職務の状況	19
(4) 深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務の状況	21
III 付属統計表	23

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女子労働者の雇用管理の実態等（平成3年度は、労働基準法中の母性保護規定の実施状況等）を総合的に把握することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本国全域

(2) 産 業 日本標準産業分類による次に掲げる産業

イ 鉱 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
ホ 運輸・通信業 ヘ 卸売・小売業、飲食店 ト 金融・保険業 チ 不動産業
リ サービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、一定の方法により産業別、規模別に抽出した約8,000事業所

3 調査事項

母性保護等の実施状況、労働基準法及び男女雇用機会均等法に基づく措置等の事業所における規定状況、並びに所定時間外労働等の実施状況

4 調査対象期間及び期日

平成3年1月1日から12月31日までの1年間及び平成3年12月31日現在（ただし、母性保護等に関する措置の規定状況については平成4年2月1日現在）

5 調査実施期間

平成4年2月1日から同月末日まで

6 調査機関

労働省婦人局 一 都道府県婦人少年室

7 調査の方法

通信自計

8 調査対象事業所の抽出

昭和81年事業所統計調査（元年整備分）により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。

産業、規模ごとの抽出率は次のとおりである。

産 業	規 模	500人以上	100～499人	30～99人
D 鉱 業		1/1	1/1	1/5
E 建 設 業		1/2	1/23	1/163
F 製 造 業 (計)		—	—	—
12, 13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業		1/2	1/19	1/64
14 織 維 工 業		1/1	1/8	1/31
15 衣類・その他の繊維製品製造業		1/1	1/8	1/44
16 木材・木製品製造業(家具を除く)		1/1	1/2	1/12
17 家具・装備品製造業		1/1	1/3	1/13
18 パルプ・紙・紙加工品製造業		1/1	1/5	1/16
19 出版・印刷・同関連産業		1/1	1/8	1/30
20 化 学 工 業		1/2	1/10	1/18
21 石油製品・石炭製品製造業		1/1	1/1	1/1
23 ゴ ム 製 品 製 造 業		1/1	1/3	1/8
24 なめし革・同製品・毛皮製造業		—	1/1	1/4
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		1/1	1/6	1/28
26 鉄 鋼 業		1/1	1/5	1/12
27 非 鉄 金 属 製 造 業		1/1	1/4	1/8
28 金 属 製 品 製 造 業		1/1	1/9	1/41
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業		1/3	1/16	1/48
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業		1/7	1/30	1/77
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		1/4	1/10	1/27
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業		1/1	1/5	1/13
22・33・34 プラスチック製品・武器・その他の製造業		1/1	1/9	1/34
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		1/1	1/8	1/16
H 運 輪 ・ 通 信 業		1/4	1/58	1/188
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店 (計)		—	—	—
49～52 卸 売 業		1/4	1/32	1/202
53～58 小 売 業		1/3	1/27	1/175
59～60 飲 食 店		1/1	1/3	1/57
J 金 融 ・ 保 険 業		1/2	1/18	1/134
K 不 動 産 業		1/1	1/4	1/14
L サ ー ビ ス 業 (計)		—	—	—
73 旅館・その他の宿泊所		1/1	1/7	1/23
77～78 映 画 業 , 娯 楽 業		1/1	1/8	1/21
87 医 療 業		1/3	1/30	1/55
91 教 育		1/1	1/16	1/211
92 社 会 保 険 , 社 会 福 祉		1/1	1/3	1/34
その他のサービス業		1/3	1/47	1/201

9 集 計

集計は労働省婦人局において集計した。有効回収率は73.3%である。

10 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者とは …… 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者をいう。
- 出産者とは …… 平成3年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した者をいい、出産前に退職した者は含まない。
なお、この調査で出産とは、妊娠12週以上の分娩をいう。したがって、妊娠12週以上の流産、人工中絶等も出産に含む。
- 出産前に退職した者とは …… 3年1月1日から12月31日までの間に出産予定であって妊娠中に退職した者をいう。したがって、同期間中に出産予定であった者が2年12月31日以前に退職した場合も含む。
- 出産後に退職した者とは …… 出産者で出産後退職した者をいい、4年1月1日以降に退職した者も含む。
- 産前の軽易業務転換者とは …… 出産者及び出産前に退職した者で、産前に軽易な業務に転換した者をいう。2年12月31日以前に軽易業務に転換していた場合も含む。
- 育児時間請求者とは …… 出産者で、出産後も引き続き勤務し、育児時間を請求した者をいい、4年1月1日以降に育児時間を請求した場合も含む。
- 産前休業日数には …… 出産者が2年から引き続いて産前休業をとっている場合は、その者の2年12月31日以前における休業日数を含む。
- 産後休業日数には …… 出産者が4年以降も産後休業を取得し、4年2月1日までに取得し終わっている場合は、その者の4年1月1日以降における休業日数を含む。
- 妊娠婦とは …… 妊娠中の女子及び産後1年を経過しない女子をいう。
- 妊娠中及び出産後の通院休暇制度とは …… 母子保健法に基づく定期検診を受けるための通院に要する時間の休暇を認める制度をいう。
- 妊娠障害休暇制度とは …… つわりのための休暇等、名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める制度をいう。
- 妊婦の通勤緩和措置とは …… 妊婦が混雑時を避けて通勤できるよう時差出通勤を認める措置をいう。
- 所定時間外労働が恒常的とは …… 1日の所定時間外労働時間数の長短にかかわらず、週におよそ3日以上所定時間外労働を行うのが常態となっている状態をいう。
- 深夜業が恒常的とは …… その職務について週におよそ2日以上（交替制労働の場合は、各週を通算して週2日以上）深夜業を行うのが常態となっている状態をいう。

Ⅱ 調査結果の概要

1 女子労働者の状況

(1) 女子労働者の割合及び有夫者の割合

平成3年12月末日現在における常用労働者総数に占める女子の割合は32.0%、女子労働者に占める有夫（有配偶）者の割合は49.2%である（第1表）。

女子労働者の割合を産業別にみると、金融・保険業（45.9%）、サービス業（42.3%）、卸売・小売業、飲食店（37.6%）で高く、鉱業（10.2%）、電気・ガス・熱供給・水道業（11.5%）、建設業（13.5%）、運輸・通信業（14.7%）で低い。事業所規模別にみると、500人以上規模でやや割合が低くなっている。

有夫者の割合を産業別にみると、製造業（55.5%）、運輸・通信業（55.2%）、サービス業（51.5%）で高く、不動産業（30.0%）、金融・保険業（32.1%）で低くなっている。事業所規模別には、規模が小さくなるほど有夫者の割合が高い。

女子労働者の割合は3割程度で推移し、また、有夫者の割合は、昭和60年まで上昇を続けた後低下傾向にある（第1図）。

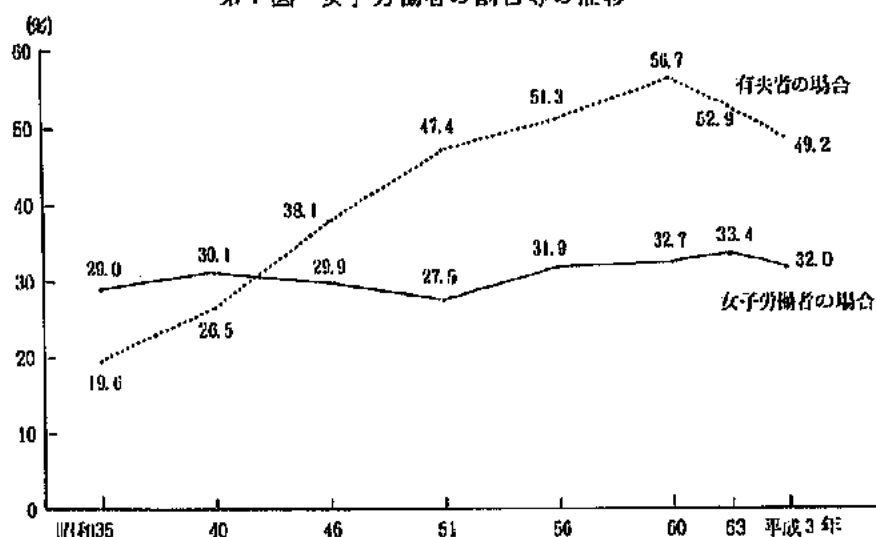
また、女子労働者の割合と有夫者の割合が共に高いのはサービス業である。

第1表 産業・規模別女子労働者の割合及び有夫者の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者の割合	有夫者の割合
計	32.0	49.2
鉱 業	10.2	45.3
建 設 業	13.5	41.4
製 造 業	28.9	55.5
電気・ガス・熱供給・水道業	11.5	38.0
運 輸 ・ 通 信 業	14.7	55.2
卸売・小売業、飲食店	37.6	41.8
金 融 ・ 保 険 業	45.9	32.1
不 動 産 業	28.5	30.0
サ ー ビ ス 業	42.3	51.5
500 人 以 上	24.2	30.7
100 ～ 499 人	34.5	49.4
30 ～ 99 人	33.8	54.9

第1図 女子労働者の割合等の推移



女子労働者の割合別に事業所の構成比をみると、女子労働者の割合が0%を超え20%未満の事業所が32.3%と最も多く、次いで20~40%未満の事業所が27.9%となっており、0%の事業所は1.0%とわずかである。産業別にみると、女子労働者の割合が60%以上の事業所がサービス業では28.6%、製造業では24.3%、卸売・小売業、飲食店では24.2%となっているが、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業では20%未満の事業所が8割以上となって、女子労働者の割合の低い事業所が多い(第2表)。

第2表 産業・規模、女子労働者の割合別事業所数の構成比

(%)

産業・規模	事業所計	0%	20%未満	20~40%未満	40~60%未満	60~80%未満	80%以上	不明
計	100.0	1.0	32.3	27.9	17.7	12.5	8.6	0.0
鉱業	100.0	1.0	72.0	23.7	3.3	—	—	—
建設業	100.0	1.0	75.6	21.6	1.0	1.0	—	—
製造業	100.0	0.1	28.6	27.7	19.3	12.7	11.6	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.4	85.0	10.5	2.1	—	—	—
運輸・通信業	100.0	7.0	73.7	11.9	5.3	1.8	0.3	—
卸売・小売業、飲食店	100.0	—	23.6	36.2	16.0	15.5	8.7	—
金融・保険業	100.0	—	2.4	35.5	37.6	7.5	17.3	—
不動産業	100.0	—	30.7	47.1	10.2	4.0	2.1	—
サービス業	100.0	0.7	19.6	28.2	22.8	19.1	9.5	—
600人以上	100.0	0.4	45.0	26.4	15.9	10.4	1.9	0.0
100~499人	100.0	1.0	36.5	26.6	14.1	14.7	7.1	—
30~99人	100.0	1.1	31.2	28.2	18.5	12.0	9.1	—

有夫者の割合別に事業所の構成比をみると、有夫者の割合が80%以上の事業所が21.9%、60～80%未満の事業所が20.0%で、50%以上の事業所が4割以上を占めている。産業別にみると、製造業、鉱業で有夫者の割合が60%以上の事業所の割合が高く、不動産業では有夫者の割合が20%未満の事業所の割合が高い（第3表）。

第3表 産業・規模、女子労働者に占める有夫者の割合別事業所数の構成比 (%)

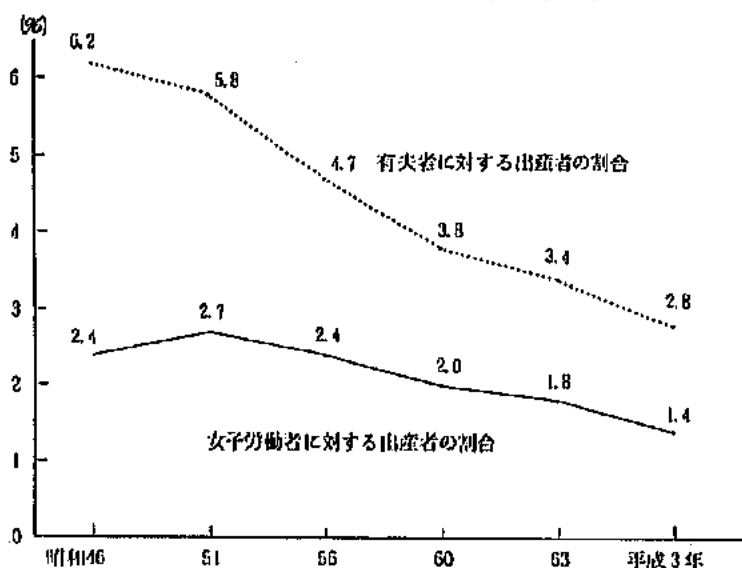
産 業 ・ 規 模	事業所計	0 %	20 % 未 満	20～40 %未 満	40～60 %未 満	60～80 %未 満	80 % 以 上	不 明
計	100.0	9.9	13.3	15.1	16.9	20.0	21.9	2.8
鉱 業	100.0	10.8	9.9	8.3	15.1	21.1	33.8	1.0
建 設 業	100.0	16.9	10.9	15.2	11.4	14.6	29.7	1.3
製 造 業	100.0	5.0	10.3	11.8	16.9	24.7	30.3	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	16.0	7.2	12.2	16.2	24.9	20.9	2.6
運輸・通信業	100.0	18.0	7.0	9.3	14.6	10.2	33.6	7.3
卸売・小売業、飲食店	100.0	12.1	19.9	19.6	16.1	12.7	15.8	3.8
金融・保険業	100.0	11.4	23.0	26.6	14.6	6.9	9.8	7.8
不動産業	100.0	31.1	25.3	24.4	5.7	5.0	8.2	0.3
サービス業	100.0	7.2	12.3	14.6	20.9	29.2	14.1	1.7
500人以上	100.0	1.8	27.2	27.6	20.6	12.5	3.7	6.6
100～499人	100.0	4.9	21.0	15.6	19.1	20.8	15.3	3.3
30～99人	100.0	11.1	11.4	14.8	16.4	20.0	23.6	2.7

(2) 出産者の割合

女子労働者総数に占める出産者の割合は1.4%、有夫者に占める出産者の割合は2.8%であり、年々低下傾向にある（第2図）。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（1.7%、4.5%）、サービス業（2.0%、3.9%）で高い。事業所規模別には500人以上規模（1.6%、5.3%）で高くなっている（第4表）。

なお、これら出産者のうち多胎（双児以上）出産した者の割合は0.3%である。

第2図 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合



第4表 産業・規模別女子労働者に占める出産者の割合、有夫者に占める出産者の割合
及び妊産婦に占める妊娠又は出産による退職者の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	女子労働者に占める 出 産 者 の 割 合	有 夫 者 に 占 め る 出 産 者 の 割 合	妊 産 婦 に 占 め る 妊 娠 又 は 出 産 に よ る 退 職 者 の 割 合
計	1.4	2.8	31.2
鉱 業	*	*	*
建 設 業	0.6	1.4	72.8
製 造 業	1.3	2.3	37.7
電気・ガス・熱供給・水道業	1.7	4.5	24.9
運 輸 ・ 通 信 業	1.0	1.7	39.7
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	0.8	1.9	39.8
金 融 ・ 保 険 業	1.1	3.5	35.5
不 動 産 業	0.2	0.7	92.7
サ ー ビ ス 業	2.0	3.9	19.4
500 人 以 上	1.6	5.3	34.1
100 ～ 499 人	1.4	2.9	19.3
30 ～ 99 人	1.2	2.2	29.4

(3) 妊娠又は出産による退職状況

妊娠及び出産した女子労働者のうち妊娠又は出産により退職した者は、31.2%である。産業別にみると、サービス業（19.4%）、電気・ガス・熱供給・水道業（24.9%）で退職者の割合が低く、不動産業（92.7%）、建設業（72.8%）で高い。事業所規模別にみると、500人以上の規模で退職者の割合が高くなっている（第4表）。

妊娠又は出産による退職者について退職時期別にみると、産前休業取得前の者が63.8%、産後休業取得後の者が24.3%、産前休業中の者が4.0%、産後休業中の者が7.9%となっている（第5表）。

第5表 退職時期別妊娠又は出産による退職者数の割合の推移

(%)

退職時期	昭和35年	40 年	45 年	51 年	56 年	60 年	63 年	平成3年
計	38.9 (100.0)	49.3 (100.0)	46.9 (100.0)	38.7 (100.0)	21.7 (100.0)	30.5 (100.0)	31.4 (100.0)	31.2 (100.0)
産前休業前	(40.5)	(36.5)	(47.0)	(54.1)	(46.1)	(63.4)	(49.9)	(63.8)
産前休業中	(15.0)	(6.5)	(3.7)	(4.0)	(2.9)	(4.0)	(6.7)	(4.0)
産後休業中		(8.0)	(6.3)	(5.2)	(8.4)	(5.6)	(7.0)	(7.9)
産後休業後	(44.5)	(50.0)	(42.5)	(35.7)	(42.6)	(27.1)	(36.8)	(24.3)

2 労働基準法に基づく制度の規定状況

(1) 産前産後休業

イ 休業期間

休業期間については、単胎妊娠の場合は労働基準法の定める産前6週間産後8週間とする事業所が83.1%を占め、この基準を上回る休業期間を定めている事業所は10.9%となっている。産業別にみると、労働基準法の定める基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は、電気・ガス・熱供給・水道業(33.7%)、サービス業(25.9%)で高い。事業所規模別には、500人以上規模(23.7%)で高い(第6表)。

また、多胎妊娠の場合、労働基準法の定める産前10週間産後8週間とする事業所の割合は88.9%、この基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は2.6%となっている。

ロ 休業中の賃金

産前産後休業中の賃金を有給(社会保険給付は除く)とする事業所は36.7%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(93.2%)、金融・保険業(93.0%)で有給とする事業所の割合が高い。

第6表 産業・規模、産前産後休業制度の内容別事業所数の割合

(%)

産業・規模	計	単胎					多胎					休業中の賃金 が有給	
		産前 6週間 産後 8週間	産前産後 を通じて 14週間	法定基準 の期間を 上回る	その他	不明	産前 10週間 産後 8週間	産前産後 を通じて 18週間	法定基準 の期間を 上回る	その他	不明	全期間 100% 支給	
計	100.0	83.1	3.3	10.9	1.8	0.9	88.9	3.1	2.6	1.1	4.2	36.7	30.1
鉱業	100.0	96.2	1.6	2.0	—	—	90.2	1.6	0.3	2.5	4.9	16.2	11.4
建設業	100.0	87.0	3.0	2.8	4.4	2.9	88.7	3.0	1.0	2.1	5.2	26.0	22.6
製造業	100.0	87.1	3.7	5.4	2.7	1.1	89.0	2.6	1.8	1.3	5.3	15.6	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.9	—	33.7	0.4	—	89.8	2.9	6.9	0.4	—	93.2	92.3
運輸・通信業	100.0	86.3	6.4	6.0	1.3	—	88.7	5.6	0.6	0.5	4.5	32.3	22.8
卸売・小売業、飲食店	100.0	88.4	3.1	6.2	2.1	1.2	91.5	1.2	1.5	4.6	4.2	23.5	18.6
金融・保険業	100.0	90.5	0.4	4.0	—	0.1	93.0	0.3	0.9	0.9	4.8	93.0	92.2
不動産業	100.0	94.3	2.1	2.8	0.8	—	91.7	1.9	0.1	2.5	3.7	44.5	42.8
サービス業	100.0	70.2	2.8	25.9	0.7	0.3	86.0	4.7	5.9	0.6	2.8	58.1	53.4
500人以上	100.0	74.1	1.3	23.7	0.7	0.1	89.5	2.0	6.4	0.6	1.4	44.1	28.4
100～499人	100.0	83.5	2.1	10.0	0.9	0.5	90.5	2.4	2.3	7.7	3.7	33.7	26.3
30～99人	100.0	82.6	3.6	10.8	2.1	1.0	88.6	3.2	2.6	1.1	4.4	37.2	30.9

(2) 育児時間

育児時間制度の適用範囲についてみると、労働基準法の規定どおり女子のみが請求できるとなっている事業所が96.5%とほとんどを占め、男女ともに請求できる事業所は3.5%である(第7表)。

育児時間の回数及び時間についてみると、1日2回各30分とする事業所が87.5%と最も多くなっている。

育児時間が請求できる期間についてみると、生後1年間とする事業所が95.3%とほとんどを占めている。

育児時間中の賃金を有給とする事業所は40.0%である。有給とする事業所においては、その大半が

全期間中100%有給としている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(93.0%)の事業所で最も高く、次いでサービス業(60.1%)、金融・保険業(58.3%)となっている。事業所規模別には、規模が大きくなるほど有給事業所の割合が高くなっている。

第7表 産業・規模、育児時間制度の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	制度の適用範囲		1 日 の 時 間							期 間			育児時間中の賃金が有給	
		女子のみ	男女とも	1 日 2 回 各30分	1 日 1 回 60分	1 日 2 回 各45分	1 日 1 回 90分	その他	不明	無 後 1年間	その他	不明	全期間 100% 支給		
計	100.0	98.5	3.5	87.5	4.3	1.2	0.4	5.2	1.3	95.3	3.5	1.1	40.0	37.9	
鉱 業	100.0	98.5	0.5	90.7	—	4.9	—	3.9	0.5	97.9	1.6	0.5	38.4	37.9	
建設業	100.0	97.0	2.9	89.6	1.1	1.0	—	4.4	3.9	92.6	5.5	1.9	25.1	23.7	
製造業	100.0	97.2	2.8	92.6	1.0	1.0	0.3	3.3	1.9	96.0	2.1	1.8	25.8	24.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.0	9.0	74.7	11.6	1.7	1.2	10.8	—	89.3	10.7	—	93.0	93.0	
運輸・通信業	100.0	97.4	2.6	82.8	13.2	0.3	0.5	3.0	0.3	98.2	1.6	0.3	45.5	42.5	
卸売・小売業、飲食店	100.0	97.4	2.5	90.7	0.2	0.2	—	1.0	1.2	96.4	2.3	1.2	27.0	24.2	
金融・保険業	100.0	97.1	2.9	91.4	0.5	2.3	—	5.9	—	99.1	0.9	—	58.3	47.5	
不動産業	100.0	96.2	3.8	95.6	2.3	0.1	—	1.0	1.0	97.1	1.9	1.0	39.4	38.1	
サービス業	100.0	94.6	5.3	76.0	9.2	2.5	1.0	10.5	0.8	92.8	0.4	0.7	60.1	59.9	
500 人 以 上	100.0	95.9	4.1	85.5	0.8	1.0	0.1	6.4	0.2	96.4	3.4	0.2	60.6	55.3	
100 ～ 499 人	100.0	96.2	3.8	86.7	5.1	2.1	0.3	4.8	0.9	95.0	4.1	0.9	45.8	44.1	
30 ～ 99 人	100.0	96.5	3.4	87.8	4.1	1.1	0.4	5.2	1.4	95.4	3.4	1.2	38.4	36.3	

(3) 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置については、その休暇中の賃金を有給とする事業所は55.6%である(第8表)。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(97.6%)の事業所で最も高く、次いで金融・保険業(94.0%)、不動産業(75.1%)、サービス業(73.3%)、の順に高くなっている。規模別にみると、事業所規模が大きくなるにしたがって有給とする事業所の割合が高くなっている。また、有給とする事業所についてその日数をみると、必要とする日数を有給とする事業所が38.8%と最も多い。

第8表 産業・規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	有 給	月経時ごとに有給日数を規定						年間を通して有給日数を規定			有給日 数不明
			1 日 未 満	1 日	2 日	3 日 以 上	必 要 日 数	13 日 ま で	14 日 以 上	その他		
計	100.0	55.6 (100.0)	(1.0)	(17.1)	(27.0)	(7.6)	(38.8)	(2.2)	(1.0)	(4.1)	(1.1)	
鉱 業	100.0	43.3 (100.0)	(—)	(12.6)	(38.4)	(12.4)	(31.7)	(3.6)	(1.1)	(—)	(—)	
建設業	100.0	50.1 (100.0)	(—)	(8.4)	(10.2)	(3.3)	(68.1)	(3.9)	(—)	(5.0)	(0.1)	
製造業	100.0	37.1 (100.0)	(1.9)	(26.8)	(21.3)	(2.4)	(41.2)	(1.8)	(0.4)	(2.7)	(1.9)	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.6 (100.0)	(—)	(2.8)	(65.9)	(15.2)	(16.1)	(—)	(—)	(—)	(—)	
運輸・通信業	100.0	64.0 (100.0)	(2.0)	(13.7)	(46.0)	(7.2)	(28.8)	(2.0)	(—)	(0.5)	(—)	
卸売・小売業、飲食店	100.0	46.3 (100.0)	(0.7)	(25.2)	(14.5)	(2.2)	(48.2)	(3.1)	(0.7)	(5.4)	(—)	
金融・保険業	100.0	94.0 (100.0)	(1.0)	(22.7)	(15.8)	(1.6)	(43.8)	(0.2)	(1.1)	(13.3)	(0.5)	
不動産業	100.0	75.1 (100.0)	(—)	(12.7)	(17.9)	(7.3)	(43.0)	(0.4)	(1.7)	(15.8)	(1.1)	
サービス業	100.0	73.3 (100.0)	(0.8)	(10.3)	(35.4)	(15.3)	(29.8)	(2.4)	(2.0)	(2.1)	(2.0)	
500 人 以 上	100.0	76.1 (100.0)	(0.0)	(19.2)	(34.0)	(7.0)	(33.6)	(2.2)	(0.8)	(1.9)	(0.7)	
100 ～ 499 人	100.0	60.1 (100.0)	(1.9)	(22.3)	(27.0)	(7.0)	(37.7)	(0.7)	(1.0)	(1.6)	(0.8)	
30 ～ 99 人	100.0	54.3 (100.0)	(0.8)	(15.9)	(26.8)	(7.8)	(39.2)	(2.5)	(1.0)	(4.8)	(1.2)	

3 労働基準法上の保護の状況

(1) 産前産後休業の取得

イ 産前休業

産前休業を取得した女子労働者（単胎妊娠の場合）の1人当たり平均休業日数は38.5日である。産業別にみると、運輸・通信業（43.1日）、サービス業（42.2日）、不動産業（41.3日）で長くなっている。事業所規模別には、500人以上規模（39.6日）の事業所でやや長い。1人当たり平均休業日数は、長期的にみるとやや伸びている（第9表）。

第9表 産業・規模別1人平均産前休業日数の推移

(日)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年
計	33.1	34.4	36.4	36.4	38.5	36.4	37.0	38.5
鉱 業	27.8	29.9	33.1	28.4	32.1	36.0	34.1	32.6
建 設 業	30.8	30.7	29.9	31.8	25.4	28.7	27.8	35.7
製 造 業	32.3	35.5	34.9	35.1	35.4	31.8	33.7	35.3
電気・ガス・熱供給・水道業	29.0	37.0	36.9	38.6	38.0	33.2	35.1	39.4
運 輸 ・ 通 信 業	35.3	37.8	43.4	40.2	42.0	38.1	38.3	43.1
卸売・小売業、飲食店	34.4	38.1	38.9	41.0	37.0	38.4	33.0	35.8
金 融 ・ 保 険 業	31.4	35.6	29.7	33.4	35.4	27.3	31.8	28.4
不 動 産 業	42.4	38.1	43.8	40.0	41.5	44.2	37.2	41.3
サ ー ビ ス 業	33.9	26.0	38.2	36.6	41.5	40.5	41.9	42.2
500 人 以 上	33.9	38.3	37.9	39.6	41.9	40.2	39.2	39.6
100 ～ 499 人	34.1	32.4	37.4	37.5	37.6	35.0	36.7	37.7
30 ～ 99 人	30.9	32.6	33.3	33.1	37.9	36.3	36.5	38.8

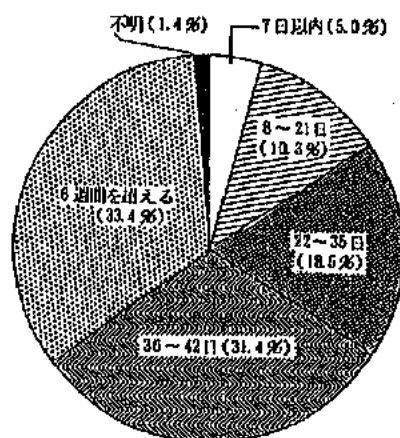
注) 63年以降は単胎のみの日数である。

休業日数別に産前休業者の割合をみると、休業日数が6週間以内の者が65.2%、6週間を超える者が33.4%である（第3図、第10表）。

事業所が定めている休業期間別に産前休業取得状況をみると、休業期間を6週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は35.4日であり、6週間を超えて休業した者の割合は23.2%である。休業期間を6週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は51.5日、6週間を超えて休業した者の割合は76.6%である。

なお、多胎妊娠の場合の1人当たり平均産前休業日数は52.4日である。

第3図 休業日数別産前休業者数の割合(単胎)



第10表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産前休業者数の割合等(単胎)

事業所の定める 産前休業期間	計	6週間以内の者					6週間を 超える者	休業日数 不明	1人平均 産前休業 日数(日)
		小計	7日 以内	8~ 21日	22~ 35日	36~ 42日			
計	100.0	65.2	5.0	10.3	18.5	31.4	33.4	1.4	38.5
6週間	100.0	75.4	6.0	12.1	21.3	36.1	23.2	1.4	35.4
6週間を超える	100.0	21.4	1.4	3.7	7.0	9.3	76.6	1.9	51.5
通算制	100.0	60.0	3.0	5.5	16.8	34.5	39.8	0.4	41.3

□ 産後休業

産後休業を取得した女子労働者(単胎出産の場合)の1人当たり平均休業日数は58.1日である(第11表)。

第11表 産業・規模別1人平均産後休業日数の推移

産業・規模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年
計	46.3	46.4	46.6	48.7	48.8	49.7	56.0	58.1
鉱業	44.2	40.8	42.7	46.6	42.6	45.9	50.7	55.9
建設業	48.4	43.2	45.8	47.4	47.5	46.3	55.7	58.4
製造業	46.8	47.4	47.4	48.7	48.5	47.0	55.0	54.3
電気・ガス・熱供給・水道業	43.4	42.8	47.8	47.9	48.1	49.7	56.2	58.1
運輸・通信業	46.7	45.1	44.2	48.6	53.7	56.0	55.5	68.8
卸売・小売業、飲食店	49.8	48.5	48.9	48.4	45.1	49.0	55.6	63.0
金融・保険業	43.4	52.2	43.5	48.8	49.4	49.2	54.9	57.2
不動産業	44.0	52.1	42.5	47.6	52.6	47.4	54.5	62.0
サービス業	43.6	42.7	45.0	48.9	49.2	51.3	56.8	59.7
500人以上	44.7	45.7	44.5	48.8	51.1	50.7	55.3	59.0
100~499人	46.3	46.3	46.7	48.4	46.8	47.2	56.2	61.7
30~99人	47.8	47.5	48.6	49.1	49.7	51.3	56.2	54.9

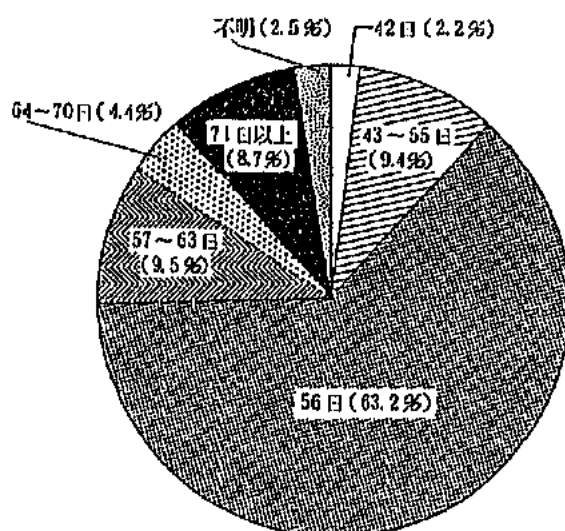
注) 63年以降は単胎のみの日数である。

休業日数別に産後休業者の割合をみると、休業日数が8週間以内の者の割合は74.9%、8週間を超える者の割合は22.6%である(第4図、第12表)。

事業所が定めている休業期間別に産後休業取得状況をみると、休業期間を8週間と定めている事業所における1人当たり平均休業日数は57.3日であり、8週間を超えて休業した者の割合は18.7%である。休業期間を8週間より長く定めている事業所における1人当たり平均休業日数は80.3日、8週間を超えて休業した者の割合は55.0%である。産前産後を通じた休業期間を定めている事業所においては、1人当たり平均休業日数が65.9日、8週間を超えて休業した者の割合は75.5%と高くなっている。

なお、多胎出産の場合の1人当たり平均産後休業日数は58.8日である。

第4図 休業日数別産後休業者数の割合(単胎)



第12表 事業所の休業規定の内容、休業日数別産後休業者数の割合等(単胎)

事業所の定める 産後休業期間	計	8週間以内の者				8週間を超える者				休業日数 不明	1人平均 産後休業 日数(日)
		小計	42日	43~ 55日	56日	小計	57~ 63日	64~ 70日	71日を 超える		
計	100.0	74.9	2.2	9.4	63.2	22.6	9.5	4.4	8.7	2.5	58.1
8週間	100.0	79.0	2.3	10.0	66.7	18.7	8.6	2.9	7.2	2.3	57.3
8週間を超える	100.0	28.0	0.7	0.3	27.0	55.0	17.9	16.3	20.8	17.0	80.3
通算制	100.0	24.3	1.2	4.0	19.2	75.5	22.4	23.7	29.5	0.1	65.9

(2) 妊娠中の軽易業務転換

妊娠中の女子(妊娠中に退職した者を含む)のうち軽易な業務に転換した者は6.0%である。産業別にみると、卸売・小売業、飲食店(10.2%)で高い。事業所規模別にみると30~99人規模(10.3%)で高くなっている(第13表)。

第13表 産業・規模別妊娠中の軽易業務転換者数の割合の推移

(%)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	45年	51年	56年	60年	63年	平成 3年
計	8.9	12.4	10.9	11.3	5.7	3.9	4.5	6.0
建設業	21.7	—	4.9	3.4	2.9	—	0.6	—
製造業	10.4	11.8	11.3	14.8	9.3	7.1	7.0	6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	2.2	0.7	—	—	0.4	—	—
運輸・通信業	9.0	19.7	20.5	17.2	5.4	6.1	5.1	6.2
卸売・小売業、飲食店	2.1	9.2	2.5	7.6	7.5	4.2	6.9	10.2
金融・保険業	2.7	0.4	1.7	4.0	1.8	0.9	0.1	1.8
不動産業	—	—	2.7	—	—	3.5	6.0	—
サービス業	8.5	13.9	13.4	8.0	3.2	1.7	3.7	4.5
500人以上	6.2	8.7	6.8	9.1	4.1	4.6	3.6	3.5
100～499人	8.0	13.8	12.7	11.5	6.0	3.9	3.6	5.0
30～99人	12.2	14.0	12.2	12.1	6.2	3.5	5.5	10.3

注) 鉱業については少人数であるため掲げていない。ただし、計には全産業が含まれている(以下第16表まで同じ)。

(3) 育児時間の請求

平成3年中に出産し、出産後も引き続き勤務している者のうち育児時間を請求した者の割合は19.7%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(40.5%)、運輸・通信業(26.4%)、サービス業(24.1%)で育児時間請求者の割合が高い(第14表)。

第14表 産業・規模別育児時間請求者数の割合の推移

(%)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	45年	51年	56年	60年	63年	平成 3年
計	39.5	28.8	24.2	22.7	27.5	25.4	27.6	19.7
建設業	37.2	9.8	24.9	10.6	22.7	14.3	13.5	2.3
製造業	30.4	16.6	14.2	11.5	12.6	13.8	17.3	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	18.7	15.9	22.9	30.2	48.8	68.2	69.0	40.5
運輸・通信業	69.3	67.5	73.2	63.6	65.0	36.8	49.6	26.4
卸売・小売業、飲食店	9.1	20.6	15.6	14.0	16.7	24.0	24.6	9.2
金融・保険業	36.9	43.2	25.1	32.1	27.5	18.5	44.4	13.9
不動産業	21.4	8.9	17.2	8.1	*	20.3	20.4	14.6
サービス業	20.6	26.9	27.3	32.0	36.2	33.2	32.1	24.1
500人以上	38.0	37.4	27.9	24.3	27.3	28.3	30.0	26.9
100～499人	42.7	22.9	26.2	23.8	31.8	26.7	23.6	23.9
30～99人	36.5	29.1	17.5	20.0	23.7	23.4	29.8	13.6

育児時間請求者について請求時間をみると、1日2回各30分の者が46.2%と最も多く、次いで1日1回まとめて60分の者が29.9%、1日2回各45分の者が7.5%、1日1回まとめて90分の者が4.1%となっている(第15表)。

第15表 産業・規模、育児時間請求時間別育児時間請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	計	1日2回 各30分	1日2回 各45分	1日1回 まとめて 60分	1日1回 まとめて 90分	そ の 他
計	100.0	46.2	7.5	29.9	4.1	12.2
建 設 業	100.0	22.7	—	77.3	—	—
製 造 業	100.0	54.6	8.7	25.3	1.5	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.7	2.6	26.0	2.6	3.0
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	9.1	65.0	14.0	9.1	2.8
卸売・小売業、飲食店	100.0	41.9	—	53.4	—	4.6
金 融 ・ 保 険 業	100.0	45.0	32.7	15.8	—	6.6
不 動 産 業	100.0	39.9	—	20.2	—	39.9
サ ー ビ ス 業	100.0	44.6	2.8	31.8	5.7	15.1
500 人 以 上	100.0	39.5	13.1	32.5	3.2	11.7
100 ～ 499 人	100.0	47.7	9.4	27.5	3.3	12.0
30 ～ 99 人	100.0	49.6	0.6	31.0	5.8	13.0

(4) 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求

女子労働者のうち生理日の就業が著しく困難な女子で平成3年中に休暇を請求した者の割合は7.0%である(第16表)。

請求者について請求状況をみると、1人当たり年間平均休暇回数は4.1回、1人1回当たり平均休暇日数は1.2日となっている(付表第9表)。

なお、調査対象事業所のうち休暇請求者がいた事業所の割合は18.8%である。

第16表 産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇請求者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	昭和 35年	40年	46年	51年	56年	60年	63年	平成 3年
計	19.7	26.2	22.8	16.6	13.4	9.2	6.0	7.0
建 設 業	13.6	9.4	11.5	12.9	12.8	10.5	4.8	7.3
製 造 業	18.4	26.0	25.1	16.1	11.8	8.6	5.6	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24.1	21.3	20.8	23.4	14.5	8.6	7.6	8.6
運 輸 ・ 通 信 業	48.8	54.1	52.8	45.1	48.2	30.9	30.5	8.8
卸売・小売業、飲食店	15.5	20.6	15.6	12.9	11.1	4.7	3.3	4.9
金 融 ・ 保 険 業	10.6	20.1	11.4	14.1	8.7	4.1	4.9	2.2
不 動 産 業	20.5	18.4	17.7	16.7	18.0	11.1	9.7	8.1
サ ー ビ ス 業	9.0	15.9	11.7	15.0	13.3	11.3	5.5	9.8
500 人 以 上	29.4	39.4	30.9	25.5	18.5	12.2	7.9	7.0
100 ～ 499 人	21.1	26.4	27.4	19.3	17.7	10.2	8.0	6.3
30 ～ 99 人	10.3	14.9	12.2	10.0	8.6	7.6	4.0	7.4

4 男女雇用機会均等法に基づく措置等の規定状況

(1) 妊娠中及び出産後の通院休暇制度

妊娠中及び出産後の通院休暇制度（以下「通院休暇」という。）を有している事業所は27.5%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（48.2%）、サービス業（46.1%）でその割合が高い。事業所規模別には、500人以上規模（33.1%）で制度を有している事業所の割合が高い（第17表）。

また、通院休暇制度を有する事業所について休暇回数をみると、厚生省が定めている「健康診査及び保健指導に関する実施要領」とおりとする事業所が61.0%と最も多い。

第17表 産業・規模別妊娠中及び出産後の通院休暇制度ありの事業所数の割合 (2)

産 業 ・ 規 模	妊 娠 中 及 び 出 産 後 の 通 院 休 暇 制 度			
	制 度 あ り	休 暇 回 数		
		厚生省の基準	そ の 他	不 明
計	27.5 (100.0)	(61.0)	(34.8)	(4.2)
鉱 業	9.1 (100.0)	(81.9)	(18.1)	(ー)
建 設 業	11.9 (100.0)	(55.3)	(34.3)	(10.3)
製 造 業	17.1 (100.0)	(44.3)	(50.4)	(5.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	48.2 (100.0)	(64.4)	(35.6)	(ー)
運 輸 ・ 通 信 業	33.1 (100.0)	(70.3)	(28.2)	(1.5)
卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	21.7 (100.0)	(48.8)	(46.8)	(4.3)
金 融 ・ 保 険 業	19.8 (100.0)	(25.0)	(64.9)	(10.1)
不 動 産 業	18.0 (100.0)	(60.3)	(38.7)	(1.1)
サ ー ビ ス 業	46.1 (100.0)	(73.0)	(23.4)	(3.6)
500 人 以 上	33.1 (100.0)	(37.3)	(58.4)	(4.2)
100 ～ 499 人	25.6 (100.0)	(57.8)	(37.1)	(5.2)
30 ～ 99 人	27.7 (100.0)	(62.2)	(33.8)	(4.0)

(2) 妊娠障害休暇制度

妊娠障害休暇制度を有する事業所は18.9%である。産業別にみると、サービス業（38.1%）、電気・ガス・熱供給・水道業（30.8%）でその割合が高い。事業所規模別にみると、30～99人規模（19.3%）で高くなっている（第18表）。

また、休暇日数をみると、8～14日とする事業所が31.4%と最も多く、続いて1～7日が29.8%、必要日数とする事業所が26.3%となっている。

第18表 産業・規模別妊娠障害休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊娠障害休暇 制 度 あり	休 暇 日 数						
		1～ 7日	8～ 14日	15～ 21日	22日 以上	必 要 日 数	その他	不 明
計	18.9 (100.0)	(29.8)	(31.4)	(0.9)	(1.5)	(26.3)	(4.8)	(5.3)
鉱 業	7.1 (100.0)	(-)	(*)	(-)	(-)	(*)	(-)	(*)
建設業	8.0 (100.0)	(12.6)	(0.1)	(-)	(-)	(66.7)	(-)	(20.6)
製造業	10.2 (100.0)	(19.4)	(22.8)	(2.2)	(0.2)	(42.1)	(7.0)	(6.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	30.8 (100.0)	(49.8)	(27.8)	(-)	(8.3)	(8.0)	(-)	(6.1)
運輸・通信業	11.7 (100.0)	(6.8)	(9.1)	(-)	(-)	(58.4)	(14.3)	(11.4)
卸売・小売業、飲食店	17.5 (100.0)	(21.3)	(15.1)	(0.4)	(1.3)	(45.5)	(11.3)	(5.2)
金融・保険業	4.5 (100.0)	(34.9)	(-)	(-)	(-)	(41.9)	(-)	(23.2)
不動産業	13.8 (100.0)	(44.4)	(7.5)	(-)	(1.4)	(43.2)	(1.4)	(2.1)
サービス業	38.1 (100.0)	(38.5)	(45.1)	(1.0)	(2.0)	(9.1)	(1.4)	(2.8)
500人以上	18.9 (100.0)	(17.0)	(39.3)	(6.8)	(0.7)	(19.4)	(7.6)	(9.2)
100～499人	17.4 (100.0)	(23.1)	(28.3)	(1.8)	(0.5)	(29.5)	(9.0)	(7.8)
30～99人	19.3 (100.0)	(31.3)	(31.9)	(0.7)	(1.7)	(25.8)	(3.9)	(4.7)

(3) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所は20.0%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(41.1%)、サービス業(40.7%)で実施している事業所の割合が高い。事業所規模別には、500人以上規模(22.1%)で高くなっている(第19表)。

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所についてその内容をみると、勤務時間の短縮を伴う措置を実施している事業所が72.8%を占め、短縮時間は31～60分とする事業所が52.4%と最も多くなっている。

第19表 産業・規模、妊婦の通勤緩和措置の内容別事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	措置あり	勤 務 時 間 の 短 縮						
		な し [時差出 勤のみ]	あ り (1日の短縮時間)					不 明
			小 計	30分 以内	31～ 60分	60分を 超える	不 明	
計	20.0 (100.0)	(26.0)	(72.8)	(10.6)	(52.4)	(8.1)	(1.7)	(1.2)
鉱 業	5.2 (100.0)	(*)	(*)	(-)	(*)	(*)	(-)	(-)
建設業	7.5 (100.0)	(57.5)	(40.7)	(6.2)	(28.2)	(6.2)	(-)	(1.8)
製造業	7.2 (100.0)	(27.5)	(70.8)	(6.5)	(31.9)	(26.9)	(5.4)	(1.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	41.1 (100.0)	(13.7)	(85.5)	(3.0)	(68.6)	(11.9)	(2.0)	(0.8)
運輸・通信業	21.0 (100.0)	(13.7)	(86.3)	(5.0)	(70.4)	(10.8)	(-)	(-)
卸売・小売業、飲食店	12.5 (100.0)	(36.1)	(58.1)	(22.7)	(16.9)	(16.2)	(2.3)	(5.8)
金融・保険業	23.5 (100.0)	(16.9)	(83.1)	(61.5)	(21.0)	(0.6)	(-)	(-)
不動産業	18.2 (100.0)	(29.0)	(69.9)	(9.3)	(54.4)	(6.0)	(-)	(1.1)
サービス業	40.7 (100.0)	(25.7)	(73.8)	(3.4)	(65.6)	(3.3)	(1.6)	(0.4)
500人以上	22.1 (100.0)	(20.2)	(75.7)	(8.3)	(52.5)	(15.2)	(0.2)	(3.1)
100～499人	19.5 (100.0)	(29.7)	(68.2)	(4.9)	(50.7)	(10.8)	(1.7)	(2.0)
30～99人	20.1 (100.0)	(25.3)	(73.7)	(11.8)	(52.7)	(7.4)	(1.7)	(1.0)

(4) 配偶者出産休暇制度

配偶者が出産した場合の休暇制度を有する事業所は55.8%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(93.3%)、サービス業(71.4%)で制度を有する事業所の割合が高い。事業所規模別には、500人以上規模(75.1%)で高くなっている。

また、休暇日数をみると、2日とする事業所が46.9%と最も多く、続いて3日が31.7%となっている(第20表)。

第20表 産業・規模、休暇日数別配偶者出産休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	制 度 あり	休 暇 日 数							
		1 日	2 日	3 日	4～6 日	7 日以上	必 要 数	その他	不 明
計	55.8 (100.0)	(15.8)	(46.9)	(31.7)	(3.3)	(1.5)	(0.3)	(0.5)	(0.1)
鉱 業	58.7 (100.0)	(5.4)	(29.5)	(56.7)	(5.6)	(2.8)	(-)	(-)	(-)
建 設 業	49.9 (100.0)	(30.0)	(39.0)	(21.1)	(4.9)	(5.0)	(-)	(-)	(-)
製 造 業	49.7 (100.0)	(22.3)	(50.6)	(22.7)	(3.0)	(1.0)	(0.1)	(0.1)	(0.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	93.3 (100.0)	(3.3)	(65.6)	(22.3)	(5.2)	(3.5)	(-)	(-)	(-)
運 輸 ・ 通 信 業	54.0 (100.0)	(12.7)	(50.1)	(33.3)	(1.4)	(2.5)	(-)	(-)	(-)
卸売・小売業、飲食店	47.7 (100.0)	(23.3)	(49.4)	(22.3)	(4.9)	(0.1)	(-)	(-)	(-)
金 融 ・ 保 険 業	46.6 (100.0)	(4.7)	(38.2)	(40.7)	(2.0)	(4.3)	(2.0)	(8.1)	(-)
不 動 産 業	44.6 (100.0)	(13.3)	(41.2)	(33.6)	(9.9)	(-)	(-)	(1.9)	(-)
サ ー ビ ス 業	71.4 (100.0)	(7.8)	(44.3)	(43.5)	(2.9)	(1.0)	(0.5)	(0.0)	(0.0)
500 人 以 上	75.1 (100.0)	(11.5)	(49.9)	(31.5)	(4.9)	(1.6)	(0.3)	(0.1)	(0.1)
100 ～ 499 人	64.7 (100.0)	(14.6)	(52.1)	(26.9)	(4.7)	(1.4)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
30 ～ 99 人	53.5 (100.0)	(16.2)	(45.5)	(32.9)	(2.9)	(1.5)	(0.4)	(0.6)	(0.0)

5 所定時間外労働等の実施状況

(1) 所定時間外労働を恒常的に行っている職務の状況

イ 所定時間外労働を恒常的に行っている職務が「あり」の事業所は45.2%である。

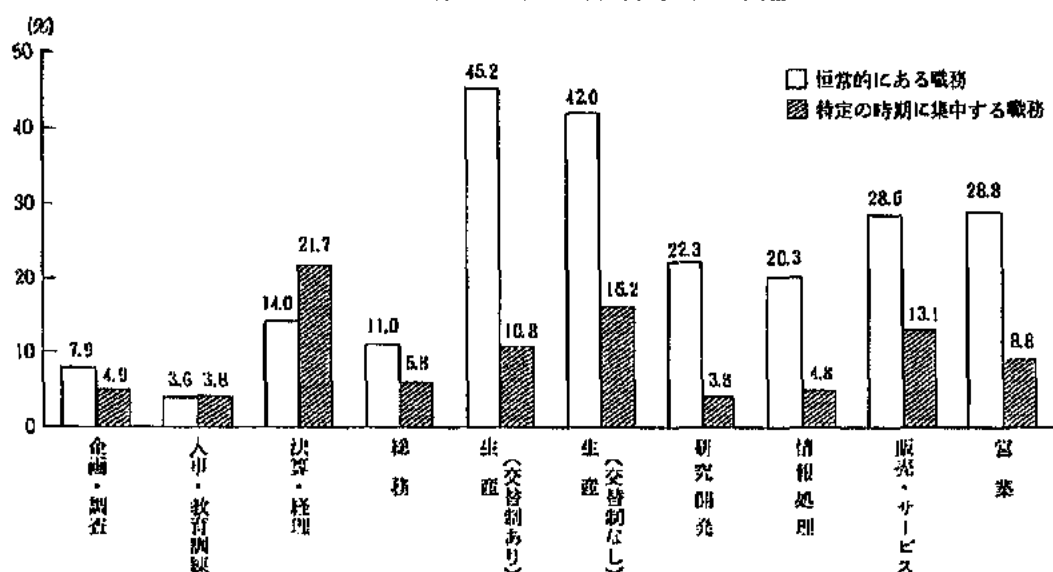
産業別にみると、製造業(57.8%)、卸売・小売業、飲食店(55.1%)、鉱業(53.2%)で、職務別には、「生産(交替制あり)」(45.2%)、「生産(交替制なし)」(42.0%)で「あり」の割合が高くなっている。

また、これらの職務に次いで、「営業」(28.8%)、「販売・サービス」(28.6%)、「研究開発」(22.3%)、「情報処理」(20.3%)では、恒常的な所定時間外労働が「あり」の割合は2～3割となっている(第5図、付表第12表)。

注1) 「恒常的」とは、1日の所定時間外労働時間数の長短にかかわらず、週におよそ3日以上所定時間外労働を行うのが常態となっている状態をいう。

注2) 所定外労働を恒常的に行っている職務又は年間を通して特定の時期に所定時間外労働が集中する職務がある場合、所定時間外労働時間の多い職務3つまでの記入である。

第5図 所定時間外労働のある職務別事業所数の割合



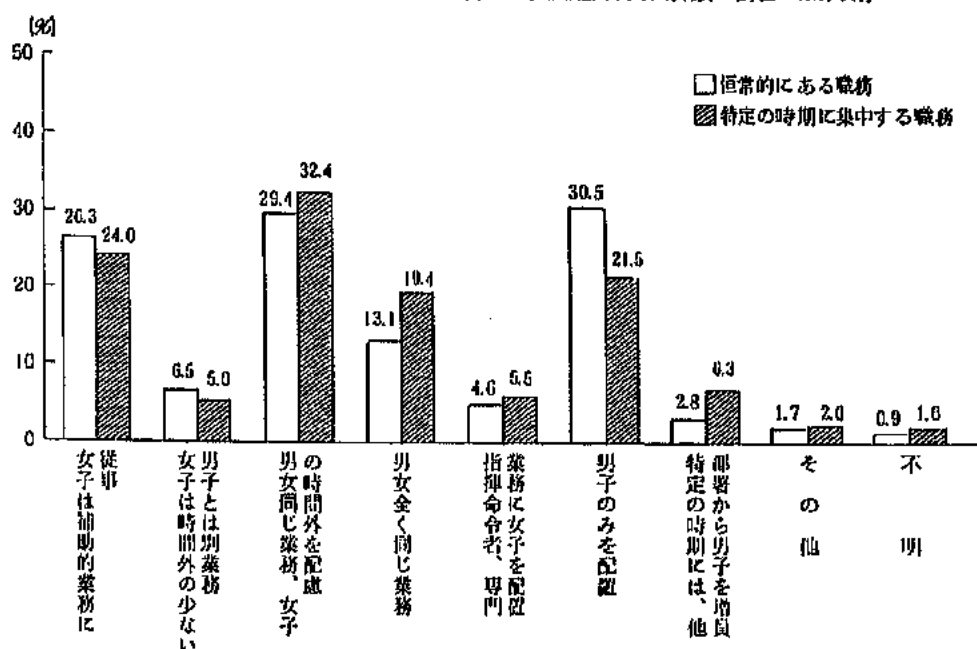
□ 恒常的な所定時間外労働のある職務の1か月平均の所定時間外労働時間数は、「6～24時間」が47.6%、「25～45時間」37.2%となっている（付表第13表）。

ハ 所定時間外労働を恒常に行っている職務の人員配置状況をみると、「男子のみを配置」が30.5%、「男女同じ業務であるが、女子には時間外労働を少なくする配慮」が29.4%とほぼ同じ割合である。

これを、恒常的な所定時間外労働が相対的に多い職務についてみると、「生産（交替制あり）」では、「男子のみを配置」の割合が特に高く、また、「生産（交替制なし）」では、「男子のみを配置」及び「男女同じ業務ではあるが、女子には時間外を少なくする配慮」が、「研究開発」「営業」では、「男子のみを配置」及び「女子は補助的業務に従事」が、「情報処理」「販売・サービス」では、「男女同じ業務であるが、女子には時間外を配慮」が高くなっている（第6図、付表第12表）。

また、1か月平均の所定時間外労働の時間数別には、24時間までは「男女同じ業務であるが、女子には時間外を少なくする配慮」が最も多く、次いで「女子は補助的業務に従事」又は「男子のみを配置」が続いているが、25時間を超えると「男子のみを配置」「女子は補助的業務に従事」が多くなっている（付表第12表）。

第6図 所定時間外労働のある職務の人員配置別事業所数の割合（M. A.）



(2) 所定時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務の状況

イ 所定時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務が「あり」の事業所は29.3%である。

産業別にみると、不動産業（50.4%）、建設業（37.2%）、卸売・小売業、飲食店（34.3%）で、「あり」の割合が高く、また、職務別には「決算・経理」（21.7%）、「生産（交替制なし）」（16.2%）、「販売・サービス」（13.1%）、「生産（交替制あり）」（10.8%）で1～2割みられる（第5図、付表第14表）。

ロ 1年のうち所定時間外労働が特定の時期に集中する職務について、その集中する期間をみると、「2～4週間未満」が29.6%で最も多くなっている（付表第15表）。

ハ 所定時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務の人員配置状況は、「男女同じ業務ではあるが、女子には時間外を少なくする配慮」（32.4%）が最も割合が高く、「女子は補助的業務に従事」（24.0%）、「男子のみを配置」（21.5%）がこれに続いている。

職務別には、特定の時期に所定外労働が集中する職務のある割合が他の職務に比べ高い「決算・経理」、「販売・サービス」では、「男女同じ業務であるが、女子には時間外を少なくする配慮」が、「生産（交替制なし）」は、「男子のみ配置」及び「男女同じ業務であるが、女子には時間外を少なくする配慮」が、また、「生産（交替制あり）」は、「男子のみを配置」の割合が高くなっている（第6図、付表第14表）。

(3) ^{注3)}深夜業を恒常的に行っている職務の状況 ^{注4)}

イ 深夜業を恒常的に行っている職務が「あり」の事業所は17.1%である。

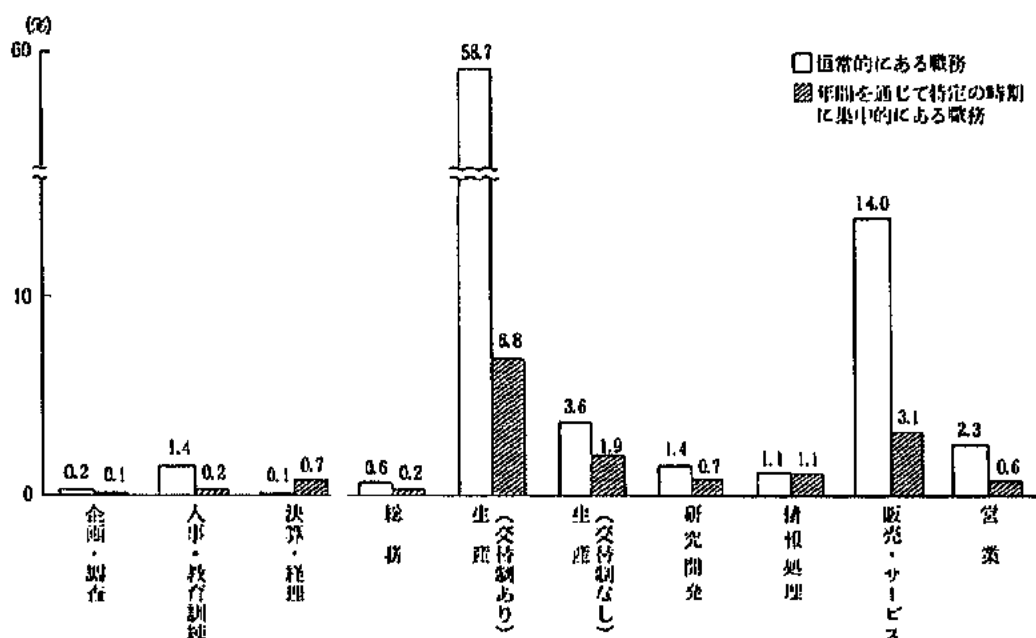
これを、産業別にみると、鉱業（34.7%）、電気・ガス・熱供給・水道業（34.3%）、運輸・通

信業（28.2％）で、「あり」の割合が比較的高く、職務別には「生涯（交替制あり）」が58.7％で高くなっているものの、「販売・サービス」で14.0％となっており、他の職務については、5％未満と少ない（第7図、付表第16表）。

注3）「恒常的」とは、その職務について週におよそ2日以上（交替制労働の場合は、各直を通算して週2回以上）深夜業を行うのが常態となっている状態をいう。

注4）深夜業を恒常的にやっている職務又は年間を通して特定の時期に深夜業が集中する職務がある場合、深夜業の多い職務3つまでの記入である。

第7図 深夜業のある職務別事業所数の割合



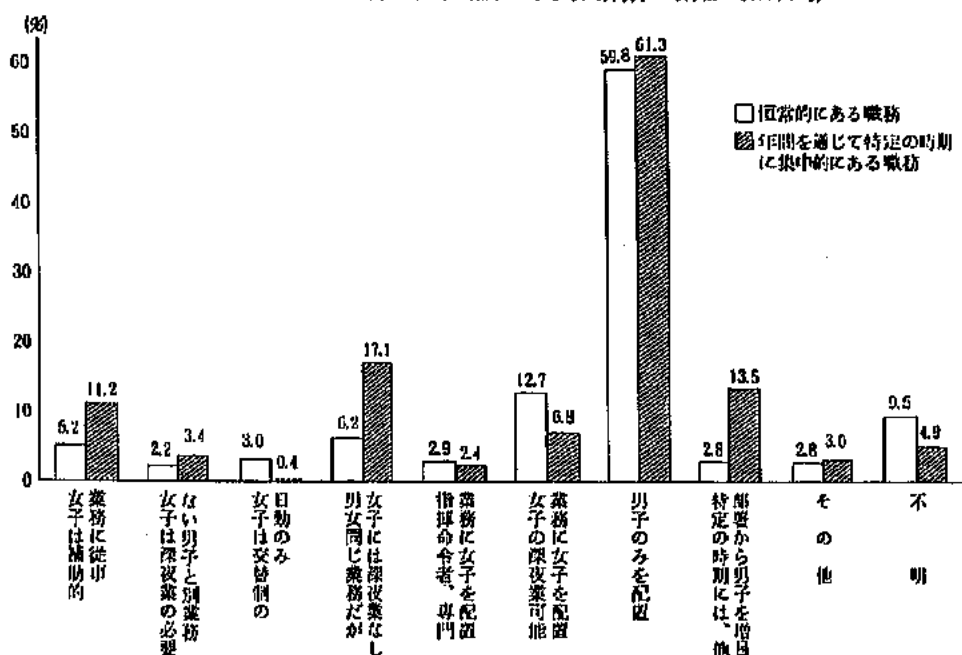
ロ 恒常的に深夜業に従事する者のうち、深夜業従事回数がだいたい平均的な者の1か月平均の深夜業日数の状況についてみると、「5～12日以下」が55.4％で過半数を超えている（付表第17表）。

ハ 恒常的に深夜業に従事する者のうち、平均的な人の深夜業の時間帯の状況をみると、「深夜の時間帯午後10時～午前5時すべてに掛る場合又は事業所としての24時間の交替制の場合」（57.1％）の割合が特に高く、次いで「終了が深夜」が30.1％となっており、「開始が深夜」は10.9％と少ない（付表第17表）。

ニ 深夜業が恒常的にある職務の人員配置状況をみると、「男子のみを配置」が59.8％と特に高く、次いで「女子の深夜業可能業務に女子を配置」が12.7％となっている。

これを職務別にみると、恒常的な深夜業が相対的に多い職務である「生涯（交替制あり）」「販売・サービス」では、「男子のみを配置」が最も高い割合となっている（第8図、付表第16表）。

第8図 深夜業のある職務の人員配置別事業所数の割合 (M.A.)



(4) 深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務の状況

イ 深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務が「あり」の事業所は3.4%と少ない。

産業別にみると、「あり」の割合は、鉱業で9.8%、卸売・小売業、飲食店で5.7%、製造業で4.3%であり、職務別には、「生産（交替制あり）」で6.8%、「販売・サービス」で3.1%となっている（第7図、付表第18表）。

ロ 1年のうち特定の時期に集中的に深夜業のある職務に従事している者のうち、深夜業従事回数が平均的な者について深夜業が集中する期間の長さをみると、「2週間以下」（43.2%）が最も割合が高く、次いで「2～4週間以下」（24.4%）となっている（付表第19表）。

ハ 特定の時期に集中的に深夜業のある職務に従事している人のうち、平均的な人の深夜業の時間帯の状況をみると、「終了が深夜」が59.1%で特に高く、次いで「深夜の時間帯午後10～午前5時すべてに掛る場合又は事業所としての24時間の交替制の場合」が28.5%となっており、「開始が深夜」は5.2%と少ない（付表第19表）。

ニ 人員配置状況

深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務の人員配置状況をみると、全体では「男子のみを配置」が61.3%と高く、「男女同じ業務だが女子には深夜業をさせない」（17.1%）、「特定の時期には、他の部署等から男子を増員」（13.5%）が続いている（第8図、付表第18表）。

Ⅲ 付 属 統 計 表

統計表利用上の注意

- 1 該当する事項が0の場合「－」で表示した。
- 2 「＊」の欄は、分母が小さいため計算していない箇所である。

目 次

第1表	産業・規模別女子常用労働者数の割合及び有夫者数の割合	27
第2表	産業・規模別出産者のあった事業所の割合、女子常用労働者に占める出産者数の割合及び有夫者に占める出産者数の割合	28
第3表	産業・規模別妊娠又は出産による退職者数の割合	29
第4表	産業・規模、産前産後休業制度の内容別事業所数の割合	30
第5表	産業・規模、育児時間制度の内容別事業所数の割合	32
第6表	産業・規模、生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置の内容別事業所数の割合	34
第7表	産業・規模、休業日数別産前休業者数の割合及び1人平均産前休業日数(単胎)	36
第8表	産業・規模、休業日数別産後休業者数の割合及び1人平均産後休業日数(単胎)	38
第9表	産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	40
第10表	産業・規模別妊娠及び出産後の通院休暇制度及び妊娠障害休暇制度ありの事業所数の割合	41
第11表	産業・規模別妊婦の通勤緩和措置ありの事業所数の割合	42
第12表	産業・規模・職務・所定時間外労働時間数、所定時間外労働を恒常的にやっている職務の人員配置状況別事業所数の割合	44
第13表	産業・規模、1か月平均の所定時間外労働時間数別事業所数の割合	46
第14表	産業・規模・職務・所定時間外労働の期間、所定時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務の人員配置状況別事業所数の割合	48
第15表	産業・規模、1年のうち所定時間外労働の集中する期間別事業所数の割合	50
第16表	産業・規模・職務・深夜業の日数、恒常的に深夜業を行っている職務の人員配置状況別事業所数の割合	52
第17表	産業・規模、1か月平均の深夜業日数、平均的な人の深夜業の時間帯別事業所数の割合	54
第18表	産業・規模・職務・深夜業の期間、深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務の人員配置状況別事業所数の割合	56
第19表	産業・規模、1年のうち深夜業が集中的にある期間、平均的な人の深夜業の時間帯別事業所数の割合	58

第1表 産業・規模別女子常用労働者数の割合及び有夫者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模				全常用労働者に占める女子 常用労働者数の割合	女子常用労働者に占める 有夫者数の割合
計				32.0	49.2
産 業					
D	鉱		業	10.2	45.3
E	建	設	業	13.5	41.4
F	製	造	業	28.9	55.5
12, 13	食料品・飲料・飼料・たばこ	製造業		47.3	66.8
14	織 維	工 業		52.7	59.1
15	衣類・その他の繊維製品	製造業		81.9	66.3
16	木材・木製品	製造業(家具を除く)		26.5	69.1
17	家具・装備品	製造業		26.8	58.8
18	パルプ・紙・紙加工品	製造業		25.1	59.4
19	出版・印刷・同関連産	業		26.3	37.5
20	化 学	工 業		25.1	44.1
21	石油製品・石炭製品	製造業		12.0	17.8
23	ゴ ム 製 品	製 造 業		28.5	65.8
24	なめし革・同製品・毛皮	製造業		44.4	70.4
25	窯業・土石製品	製造業		21.4	60.2
26	鉄 鋼	製 造 業		8.4	39.4
27	非鉄金属	製 造 業		19.6	58.0
28	金属製品	製 造 業		25.0	54.6
29	一般機械器具	製 造 業		17.7	48.1
30	電気機械器具	製 造 業		30.3	51.5
31	輸送用機械器具	製 造 業		12.0	40.8
32	精密機械器具	製 造 業		32.1	53.1
22, 33, 34	プラスチック製品・武器・その他の製造業			37.6	61.2
G	電気・ガス・熱供給・水道	業		11.5	38.0
H	運 輸 ・ 通 信	業		14.7	55.2
I	卸売・小売業、飲食	店		37.6	41.8
49~52	卸 売	業		27.4	29.4
53~58	小 売	業		51.5	52.2
59~60	飲 食	店		51.8	44.8
J	金 融 ・ 保 險	業		45.9	32.1
K	不 動 産	業		28.5	30.0
L	サ ー ビ ス	業		42.3	51.5
73	旅館・その他の宿泊	所		44.6	38.1
77~78	映 画 業、娯 楽	業		57.0	58.1
87	医 療	業		74.1	50.5
91	教 育	業		33.8	59.0
92	社 会 保 險、社 会 福 祉	業		61.8	61.4
	そ の 他 の サ ー ビ ス	業		30.7	45.9
規 模					
500	人	以 上		24.2	30.7
100	~	499 人		34.5	49.4
30	~	99 人		33.8	54.9

第2表 産業・規模別出産者のあった事業所の割合、女子常用労働者に占める出産者数の割合及び有夫者に占める出産者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模				出産者のあった事業所の割合	女子労働者に占める出産者数の割合	有夫者に占める出産者数の割合
計				21.5	1.4	2.8
産 業						
D 鉱 業				4.0	*	*
E 建設業				5.3	0.6	1.4
F 製造業				20.3	1.3	2.3
12, 13 食品・飲料・飼料・たばこ製造業				14.6	0.5	0.8
14 繊維工業				27.3	0.9	1.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業				33.3	1.4	2.1
16 木材・木製品製造業(家具を除く)				6.3	0.4	0.6
17 家具・装備品製造業				19.3	0.9	1.6
18 パルプ・紙・紙加工品製造業				10.7	0.7	1.1
19 出版・印刷・同関連産業				14.7	0.9	2.4
20 化学工業				34.0	1.8	4.0
21 石油製品・石炭製品製造業				9.5	0.4	2.4
23 ゴム製品製造業				21.4	0.9	1.4
24 皮革・同製品・毛皮製造業				23.2	0.9	1.3
25 窯業・土石製品製造業				10.5	0.8	12.6
26 鉄鋼業				10.5	1.1	2.8
27 非鉄金属製造業				14.9	0.8	1.5
28 金属製品製造業				9.0	1.0	1.8
29 一般機械器具製造業				15.5	1.2	2.6
30 電気機械器具製造業				34.5	1.9	3.6
31 輸送用機械器具製造業				13.3	1.0	2.6
32 精密機械器具製造業				34.1	2.7	5.1
22, 33, 34 プラスチック製品・武器・その他の製造業				13.4	0.8	1.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業				20.7	1.7	4.5
H 運輸・通信業				6.4	1.0	1.7
I 卸売・小売業、飲食店				17.0	0.8	1.9
49~52 卸売業				18.2	0.7	2.4
53~58 小売業				20.0	1.0	1.9
59~60 飲食店				2.0	0.1	0.1
J 金融・保険業				26.0	1.1	3.5
K 不動産業				2.6	0.2	0.7
L サービス業				36.0	2.0	3.9
73 旅館・その他の宿泊業				9.4	0.4	1.0
77~78 映画業、娯楽業				13.4	0.3	0.6
87 医療業				58.9	2.9	5.7
91 救済業				51.4	3.5	5.9
92 社会保険、社会福祉業				54.1	2.5	4.1
その他のサービス業				13.6	0.7	1.4
規 模						
500 人以上				55.0	1.6	5.3
100 ~ 499 人				32.0	1.4	2.9
30 ~ 99 人				18.5	1.2	2.2

第3表 産業・規模別妊娠又は出産による退職者数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	妊産婦に対す る妊娠又は出 産による退職 者数の割合	出 産 前 退 職 者			出 産 後 退 職 者		
		小 計	産前休 業取得 前	産 前 休業中	小 計	産 後 休業中	産 後 休業後
計	31.2 (100.0)	(67.8)	(63.8)	(4.0)	(32.2)	(7.9)	(24.3)
産 業							
D 鉱 業	* (*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
E 建 設 業	72.8 (100.0)	(87.9)	(86.5)	(1.3)	(12.1)	(3.7)	(8.3)
F 製 造 業	37.7 (100.0)	(61.3)	(57.6)	(3.7)	(38.7)	(6.0)	(32.7)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	52.9 (100.0)	(78.4)	(76.9)	(1.5)	(21.6)	(3.9)	(17.7)
14 繊 維 工 業	39.2 (100.0)	(60.3)	(52.8)	(7.4)	(39.7)	(0.4)	(39.2)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	19.8 (100.0)	(49.7)	(48.4)	(1.2)	(50.3)	(9.4)	(40.8)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	28.2 (100.0)	(79.9)	(77.1)	(2.9)	(20.1)	(-)	(20.0)
17 家具・装飾品製造業	43.3 (100.0)	(49.2)	(47.0)	(1.6)	(50.8)	(1.6)	(48.0)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	32.4 (100.0)	(66.2)	(44.2)	(21.7)	(33.8)	(-)	(33.3)
19 出版・印刷・同関連産業	42.5 (100.0)	(70.8)	(54.0)	(16.7)	(29.2)	(8.5)	(20.6)
20 化 学 工 業	34.3 (100.0)	(66.9)	(65.4)	(1.4)	(33.1)	(6.7)	(26.3)
21 石油製品・石炭製品製造業	61.9 (100.0)	(92.2)	(92.3)	(-)	(7.8)	(2.6)	(2.6)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	34.0 (100.0)	(54.2)	(52.0)	(1.5)	(45.8)	(7.7)	(37.8)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	40.9 (100.0)	(55.9)	(51.3)	(2.0)	(44.1)	(22.4)	(21.1)
25 窯業・土石製品製造業	38.0 (100.0)	(66.0)	(61.2)	(4.5)	(34.0)	(2.4)	(31.1)
26 鉄 鋼 製 造 業	57.1 (100.0)	(82.6)	(63.1)	(19.3)	(17.4)	(4.8)	(12.1)
27 非鉄金属製造業	53.9 (100.0)	(72.0)	(56.1)	(16.0)	(28.0)	(2.1)	(25.3)
28 金属製品製造業	42.7 (100.0)	(60.3)	(59.4)	(0.7)	(39.7)	(3.4)	(36.2)
29 一般機械器具製造業	52.4 (100.0)	(67.0)	(66.0)	(0.9)	(33.0)	(3.8)	(29.2)
30 電気機械器具製造業	34.8 (100.0)	(53.3)	(50.3)	(2.9)	(46.7)	(8.6)	(38.2)
31 輸送用機械器具製造業	47.2 (100.0)	(60.3)	(56.8)	(3.5)	(39.7)	(2.1)	(37.5)
32 精密機械器具製造業	28.0 (100.0)	(57.7)	(51.1)	(6.6)	(42.3)	(7.2)	(35.0)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	45.4 (100.0)	(65.7)	(64.9)	(0.7)	(34.3)	(2.9)	(31.3)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	24.9 (100.0)	(79.6)	(79.0)	(0.6)	(20.4)	(8.6)	(11.0)
H 運 輸 ・ 通 信 業	39.7 (100.0)	(46.5)	(46.5)	(-)	(53.5)	(24.3)	(29.1)
I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 業	39.8 (100.0)	(78.6)	(74.0)	(4.6)	(21.4)	(6.7)	(14.7)
49~52 卸 売 業	45.4 (100.0)	(91.1)	(85.0)	(6.2)	(8.9)	(6.6)	(2.3)
53~58 小 売 業	34.7 (100.0)	(64.2)	(61.1)	(3.0)	(35.8)	(7.1)	(28.7)
59~60 飲 食 店	58.2 (100.0)	(96.6)	(96.6)	(-)	(3.4)	(-)	(2.7)
J 金 融 ・ 保 険 業	35.5 (100.0)	(86.7)	(82.2)	(4.4)	(13.3)	(1.3)	(11.9)
K 不 動 産 業	92.7 (100.0)	(81.0)	(81.1)	(-)	(19.0)	(0.3)	(18.6)
L サ - ビ ス 業	19.4 (100.0)	(63.0)	(57.9)	(5.1)	(37.0)	(12.6)	(24.3)
73 旅館・その他の宿泊所	57.6 (100.0)	(92.1)	(85.1)	(7.0)	(7.9)	(0.3)	(7.5)
77~78 映 画 業, 娯 楽 業	38.1 (100.0)	(79.4)	(76.1)	(3.0)	(20.6)	(9.6)	(10.6)
87 医 療 業	18.9 (100.0)	(48.5)	(40.4)	(8.0)	(51.5)	(21.0)	(30.5)
91 教 育 業	5.2 (100.0)	(58.1)	(56.2)	(1.7)	(41.9)	(7.0)	(34.9)
92 社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	11.8 (100.0)	(64.8)	(40.0)	(24.9)	(35.2)	(10.3)	(24.6)
そ の 他 の サ - ビ ス 業	50.6 (100.0)	(75.3)	(74.8)	(0.4)	(24.7)	(6.6)	(18.1)
規 模							
500 人 以 上	34.1 (100.0)	(70.5)	(67.0)	(3.5)	(29.5)	(6.3)	(23.2)
100 ~ 499 人	19.3 (100.0)	(60.3)	(56.9)	(3.4)	(39.7)	(9.3)	(30.4)
30 ~ 99 人	29.4 (100.0)	(72.7)	(68.0)	(4.7)	(27.3)	(7.7)	(19.6)

第4表 産業・規模、産前産後休業

産 業 ・ 規 模	計	体 業 期 間 (単 胎)						
		産前 6週間 産後 8週間	通算し て14週 間	法定基準の期間を上回る				通算14 週間を 上回る
				小 計	産前が 42日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前42 日後 56日と も上回 る	
計	100.0	83.1	3.3	10.9	7.8	0.2	0.5	2.4
産 業								
D 鉱 業	100.0	96.2	1.6	2.0	2.0	—	—	—
E 建 設 業	100.0	87.0	3.0	2.8	1.6	—	1.0	0.2
F 製 造 業	100.0	87.1	3.7	5.4	4.2	0.1	0.2	0.8
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	83.1	3.2	8.1	8.1	—	—	—
14 織 維 工 業	100.0	80.2	2.6	14.4	14.0	—	—	0.3
15 衣服・その他の繊維製品製造業	100.0	86.6	8.9	1.4	1.0	—	—	0.4
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	92.5	1.7	1.6	0.2	1.3	—	—
17 家具・装備品製造業	100.0	87.8	5.3	1.8	0.6	—	—	1.1
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	86.5	6.5	3.3	3.0	—	0.3	—
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	80.3	2.5	14.2	10.3	1.6	0.1	2.2
20 化 学 工 業	100.0	87.4	0.7	11.1	7.2	—	1.4	2.4
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	84.5	3.9	11.0	10.5	0.6	—	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	95.1	3.0	1.4	1.2	—	—	0.1
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	88.5	9.0	0.9	0.2	0.2	0.2	—
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	92.3	2.5	1.4	1.3	—	—	—
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	91.1	0.4	3.0	2.7	—	—	0.3
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	89.2	5.0	4.2	3.0	0.2	0.9	—
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	93.4	3.5	0.6	0.5	—	—	0.0
29 一般機械器具製造業	100.0	85.5	3.1	4.7	0.3	—	1.1	3.2
30 電気機械器具製造業	100.0	88.2	1.2	6.4	5.8	0.1	—	0.6
31 輸送用機械器具製造業	100.0	87.9	4.5	1.9	1.9	—	—	—
32 精密機械器具製造業	100.0	90.9	5.4	2.7	2.6	0.1	—	—
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	87.1	8.0	3.1	1.3	—	—	1.7
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.9	—	33.7	27.6	1.8	0.4	3.8
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	86.3	6.4	6.0	3.0	0.3	0.0	2.7
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 業	100.0	88.4	3.1	5.2	3.5	—	0.9	0.8
49~52 卸 売 業	100.0	90.8	3.1	1.5	1.4	—	0.1	—
53~58 小 売 業	100.0	85.4	3.3	9.5	5.4	—	2.1	2.1
59~60 飲 食 業	100.0	88.8	2.3	5.2	5.2	—	—	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	95.5	0.4	4.0	4.0	—	—	—
K 不 動 産 業	100.0	94.3	2.1	2.8	2.8	—	—	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	70.2	2.8	25.9	18.6	0.3	0.6	6.3
73 旅館・その他の宿泊業	100.0	89.8	6.2	3.7	2.0	—	1.7	—
77~78 映 画 業、娯 楽 業	100.0	86.3	7.7	3.6	2.0	—	—	1.6
87 医 療 業	100.0	86.3	7.2	5.4	4.6	—	0.7	0.1
91 教 育 業	100.0	45.5	2.9	50.6	36.4	—	0.1	14.1
92 社 会 保 険、社 会 福 祉 業	100.0	64.8	2.2	32.9	27.0	—	1.0	4.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	83.9	0.2	14.7	10.0	0.9	0.9	2.9
規 模								
500 人 以 上	100.0	74.1	1.3	23.7	19.6	0.5	0.7	2.8
100 人 ~ 499 人	100.0	86.5	2.1	10.0	7.3	0.2	0.5	2.1
30 人 ~ 99 人	100.0	82.6	3.6	10.8	7.7	0.2	0.5	2.5

制度の内容別事業所数の割合

(%)

		休 業 期 間 (多 胎)								休業中の賃金			出産祝 金等の 支給あり	
その他	不明	産前 10週間 産後 8週間	通算し て18週 間	法定基準の期間を上回る				その他	不明	無給	有給	全期間 100% 支給		
				小計	産前が 70日を 上回る	産後が 56日を 上回る	産前70 日後と 産後56 日も上 回る							通算18 週間を 上回る
1.8	0.9	88.9	3.1	2.6	0.2	1.0	0.3	1.2	1.1	4.2	62.7	36.7	30.1	51.7
—	—	80.2	1.6	0.3	—	0.3	—	—	3.0	4.9	83.2	16.2	11.4	43.0
4.4	2.9	88.7	3.0	1.0	—	1.0	—	0.0	2.1	5.2	73.0	26.0	22.6	48.9
2.7	1.1	89.0	2.6	1.8	0.0	0.7	0.3	0.7	1.3	5.3	83.9	15.6	11.1	62.7
4.3	1.3	94.2	1.3	—	—	—	—	—	0.3	4.1	72.3	27.2	20.9	63.2
1.6	1.2	87.6	2.6	1.8	—	1.8	—	0.0	2.0	6.0	87.7	11.1	5.4	50.4
3.0	—	86.3	4.0	0.4	—	0.2	—	0.2	1.9	7.3	97.6	2.4	2.0	53.5
2.8	1.3	92.2	0.3	1.3	—	1.3	—	—	3.2	2.9	88.2	10.4	8.7	50.1
1.5	3.5	81.2	6.9	1.3	—	—	0.1	1.1	5.3	5.3	84.2	12.4	12.1	59.8
2.5	1.3	81.0	4.2	0.5	—	0.3	0.3	—	1.3	12.9	80.4	16.7	13.0	60.3
1.1	1.9	89.1	3.6	1.9	—	1.6	—	0.3	0.1	5.3	78.7	21.2	19.5	71.9
—	0.7	91.8	3.2	1.5	—	0.8	0.7	—	1.0	2.4	62.8	36.5	23.8	74.5
0.6	—	95.0	1.1	0.6	—	0.6	—	—	0.6	2.8	69.8	30.2	26.0	60.5
0.1	0.4	92.8	1.8	0.1	—	—	—	0.1	1.6	3.7	81.5	18.5	10.7	69.1
1.4	0.2	85.9	8.5	0.5	—	0.5	—	—	1.8	3.2	92.9	6.8	1.6	62.4
2.5	1.2	89.1	1.6	0.6	0.0	0.6	—	—	3.1	5.6	84.0	14.8	11.4	58.5
3.9	1.5	95.0	0.4	0.3	—	0.3	—	—	—	4.2	84.4	15.6	12.0	61.1
1.5	—	87.2	3.7	3.2	—	2.2	0.9	—	2.5	3.3	87.7	12.4	3.4	61.7
1.4	1.1	90.5	2.8	0.0	—	0.0	—	0.0	1.6	5.0	84.5	14.4	11.3	70.0
4.6	2.1	85.9	1.9	5.4	—	—	2.1	3.2	—	5.9	81.3	18.3	14.9	55.2
2.9	1.2	88.7	1.2	4.1	0.1	2.2	—	1.8	1.2	4.7	92.6	7.5	3.3	72.6
5.3	0.3	93.3	2.2	—	—	—	—	—	—	4.5	88.1	11.9	6.3	64.7
0.9	—	90.9	5.2	0.2	—	0.2	—	—	1.1	2.5	82.6	17.4	12.2	71.5
1.8	—	83.7	4.9	2.0	—	0.4	—	1.6	3.1	6.2	83.5	16.5	10.6	49.0
0.4	—	89.8	2.9	6.9	0.8	5.4	—	0.7	0.4	—	5.8	93.2	92.3	9.8
1.3	—	88.7	5.6	0.6	—	0.0	—	0.6	0.5	4.5	66.7	32.3	22.8	48.0
2.1	1.2	91.5	1.2	1.5	0.0	0.7	0.7	0.1	1.6	4.2	75.1	23.5	18.6	54.8
3.9	0.6	95.4	1.0	0.6	—	0.6	—	—	—	3.0	69.3	29.7	22.2	65.9
—	1.7	88.2	1.8	2.8	0.0	0.9	1.7	0.2	3.5	3.8	78.3	19.9	17.7	44.7
1.9	1.9	87.4	—	0.1	—	0.1	—	—	1.9	10.6	87.2	11.0	7.3	45.5
—	0.1	93.0	0.3	0.9	—	0.9	—	—	0.9	4.8	7.0	93.0	62.2	66.3
0.8	—	91.7	1.9	0.1	—	0.1	—	—	2.5	3.7	55.4	44.5	42.8	55.5
0.7	0.3	86.0	4.7	5.9	0.7	1.7	0.3	3.3	0.6	2.8	41.8	58.1	53.4	38.3
0.3	—	86.4	2.9	—	—	—	—	—	3.8	6.9	84.4	15.6	11.4	56.7
2.4	—	86.9	4.6	0.6	—	—	—	0.5	0.3	7.6	78.8	21.2	17.0	61.2
1.0	—	87.4	3.6	0.5	0.0	0.4	—	0.1	1.8	5.8	73.8	25.8	22.3	39.9
1.0	—	80.3	5.9	11.6	1.7	2.6	0.9	5.4	0.1	2.0	11.1	88.9	85.7	19.3
0.1	—	89.3	5.5	3.9	1.1	0.3	—	2.5	1.2	0.0	14.4	85.6	69.0	16.5
0.4	0.9	90.0	4.0	4.2	—	1.8	—	2.4	0.2	1.5	53.4	46.0	41.7	53.4
0.7	0.1	89.5	2.0	6.4	0.6	3.6	0.0	2.2	0.6	1.4	55.8	44.1	28.4	52.5
0.9	0.5	90.5	2.4	2.3	0.0	1.2	0.0	1.0	1.2	3.7	60.1	33.7	26.3	53.0
2.1	1.0	88.6	3.2	2.6	0.2	0.9	0.4	1.2	1.1	4.4	62.1	37.2	30.9	51.4

第5表 産業・規模，育児時間

産 業 ・ 規 模	計	制度の適用範囲		1 日	
		女子のみ	男女とも	1日2回 各 30 分	1日1回 60分
計	100.0	96.5	3.5	87.5	4.3
産 業					
D 鉱 業	100.0	99.5	0.5	90.7	—
E 建設業	100.0	97.0	2.9	89.6	1.1
F 製造業	100.0	97.2	2.8	92.6	1.0
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	95.5	4.5	93.2	3.2
14 化学工業	100.0	97.8	2.2	91.1	2.8
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	99.4	0.7	84.0	0.0
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	98.2	1.8	96.8	0.3
17 家具・装備品製造業	100.0	99.1	1.0	93.5	—
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	98.4	1.6	96.8	0.3
19 出版・印刷・関連産業	100.0	98.8	1.2	82.9	2.1
20 化学工業	100.0	93.1	6.9	94.3	—
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	100.0	—	99.4	—
23 ゴム製品製造業	100.0	95.8	4.3	89.3	0.1
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	95.4	4.6	85.7	1.5
25 窯業・土石製品製造業	100.0	98.5	1.6	96.9	—
26 鉄鋼業	100.0	97.8	2.2	95.6	—
27 非鉄金属製造業	100.0	99.4	0.6	95.4	0.1
28 金属製品製造業	100.0	96.1	3.9	98.1	0.1
29 一般機械器具製造業	100.0	97.2	2.8	93.1	0.9
30 電気機械器具製造業	100.0	97.1	2.8	93.1	—
31 輸送用機械器具製造業	100.0	97.6	2.4	91.3	1.9
32 精密機械器具製造業	100.0	95.8	4.2	90.8	2.2
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	96.9	3.1	96.5	0.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.0	9.0	74.7	11.6
H 運輸・通信業	100.0	97.4	2.6	82.8	13.2
I 卸売・小売業，飲食店	100.0	97.4	2.5	96.7	0.2
49~52, 卸売業	100.0	97.4	2.6	99.0	0.2
53~58 小売業	100.0	98.3	1.7	94.2	0.3
59~60 飲食店	100.0	94.5	5.5	96.3	—
J 金融・保険業	100.0	97.1	2.9	91.4	0.5
K 不動産業	100.0	96.2	3.8	95.6	2.3
L サービス業	100.0	94.6	5.3	76.0	9.2
73 旅館・その他の宿泊業	100.0	96.2	3.8	91.2	1.4
77~78 映画業，娯楽業	100.0	95.8	4.2	89.6	2.0
87 医療業	100.0	97.5	2.5	83.0	3.5
91 教育業	100.0	94.3	5.7	54.9	20.9
92 社会保険，社会福祉業	100.0	99.4	0.6	80.4	8.2
その他のサービス業	100.0	93.1	6.9	88.8	2.5
規 模					
500 人以上	100.0	95.9	4.1	85.5	6.8
100 ~ 499 人	100.0	96.2	3.8	86.7	5.1
30 ~ 99 人	100.0	96.5	3.4	87.8	4.1

制度の内容別事業所数の割合

(%)

の 時 間				期 間			休業中の賃金		
1日2回 各45分	1日1回 90分	その他	不 明	生 後 1年間	その他	不 明	無 給	有 給	全期間 100% 支給
1.2	0.4	5.2	1.3	95.3	3.5	1.1	58.8	40.0	37.9
4.9	—	3.9	0.5	97.9	1.6	0.5	61.1	38.4	37.9
1.0	—	4.4	3.9	92.0	5.5	1.9	72.9	25.1	23.7
1.0	0.3	3.3	1.9	96.0	2.1	1.8	72.3	25.8	24.7
0.4	—	3.0	0.3	96.3	3.4	0.3	74.1	25.6	24.2
—	—	1.5	4.6	94.7	0.7	4.6	69.2	26.1	24.4
1.5	2.8	7.3	4.5	93.6	1.9	4.5	78.1	17.4	15.9
0.2	—	0.5	2.2	96.3	1.5	2.2	83.8	14.0	13.8
—	—	1.0	5.6	93.7	0.7	5.6	75.7	16.9	16.6
—	—	0.1	2.9	96.3	2.4	1.3	69.5	28.0	28.0
1.9	0.9	10.3	2.0	96.4	2.5	1.1	67.9	31.1	31.1
0.7	—	4.3	0.6	98.2	1.2	0.6	38.4	60.9	58.4
0.6	—	—	—	98.2	1.8	—	57.0	43.0	41.3
0.4	—	8.6	1.6	96.5	1.9	1.6	60.1	38.3	37.3
5.3	5.3	2.3	—	98.6	1.4	—	90.1	9.8	9.5
0.3	—	—	2.8	96.2	1.1	2.8	74.2	24.4	23.9
1.9	—	2.1	0.4	97.2	2.4	0.4	70.5	29.1	28.0
1.4	—	2.0	1.0	96.3	2.7	1.0	64.2	34.8	30.6
—	—	1.4	0.5	97.9	0.5	1.6	74.6	25.0	23.6
1.4	—	1.8	2.8	95.9	1.3	2.8	68.5	28.7	28.1
1.0	—	5.2	0.7	95.9	3.4	0.7	78.1	21.0	19.4
2.7	—	2.8	1.3	96.3	2.3	1.3	80.6	18.1	17.7
2.8	—	1.4	2.8	94.9	2.5	2.5	72.2	23.8	20.3
0.9	—	0.3	2.0	95.7	2.5	1.8	70.6	27.3	27.0
1.7	1.2	10.8	—	89.3	10.7	—	6.7	93.0	90.0
0.3	0.6	3.0	0.3	98.2	1.6	0.3	54.3	45.5	42.5
0.2	—	1.6	1.2	96.4	2.3	1.2	71.7	27.0	24.2
0.1	—	0.5	0.2	97.6	2.3	0.2	67.9	31.8	29.9
0.3	—	3.4	1.7	96.9	1.4	1.7	74.8	23.5	20.8
—	—	—	3.7	90.7	5.6	3.7	76.1	20.2	13.2
2.3	—	5.9	—	99.1	0.9	—	41.6	58.3	47.5
0.1	—	1.0	1.0	97.1	1.9	1.0	59.5	39.4	38.1
2.5	1.0	10.5	0.8	92.8	6.4	0.7	38.7	60.1	59.9
0.1	0.4	2.1	4.8	95.2	1.4	3.4	77.4	17.8	16.2
3.9	1.0	0.4	3.0	93.6	3.4	3.0	70.3	26.6	25.6
5.9	—	7.5	—	92.0	8.0	—	46.1	53.8	53.0
2.8	1.7	19.7	0.1	90.4	9.5	0.1	10.8	88.3	88.2
3.1	0.2	5.0	2.0	92.4	5.6	2.0	17.9	80.1	80.1
1.0	0.9	5.9	0.9	95.0	4.1	0.9	56.4	42.7	42.7
1.0	0.1	6.4	0.2	96.4	3.4	0.2	39.1	60.6	55.3
2.1	0.3	4.8	0.9	95.0	4.1	0.9	53.0	45.8	44.1
1.1	0.4	5.2	1.4	95.4	3.4	1.2	60.4	38.4	36.3

第6表 産業・規模、生理日の就業が著しく困難

産 業 ・ 規 模	計	休 暇 中 の 賃 金		1 日未満
		無 給	有 給	
計	100.0	43.7	55.6 (100.0)	(1.0)
産 業				
D 鉱 業	100.0	56.7	43.3 (100.0)	(-)
E 建 設 業	100.0	49.0	50.1 (100.0)	(-)
F 製 造 業	100.0	62.5	37.1 (100.0)	(1.9)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	54.3	45.4 (100.0)	(0.1)
14 織 維 工 業	100.0	65.0	35.0 (100.0)	(0.8)
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	82.3	17.1 (100.0)	(5.3)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	83.4	15.3 (100.0)	(-)
17 家具・装飾品製造業	100.0	71.7	28.3 (100.0)	(-)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	69.0	31.0 (100.0)	(4.9)
19 出版・印刷・同関連産業	100.0	57.0	43.0 (100.0)	(2.5)
20 化 学 工 業	100.0	31.9	67.4 (100.0)	(1.1)
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	29.0	70.4 (100.0)	(2.6)
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	60.7	39.3 (100.0)	(4.0)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	82.8	15.7 (100.0)	(47.4)
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	63.0	36.7 (100.0)	(0.1)
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	62.7	47.0 (100.0)	(2.0)
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	55.2	44.8 (100.0)	(3.3)
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	67.1	32.8 (100.0)	(1.4)
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	54.1	44.5 (100.0)	(0.7)
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	67.9	32.1 (100.0)	(-)
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	61.0	39.0 (100.0)	(5.5)
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	60.4	38.5 (100.0)	(1.6)
22, 33, 34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	67.0	33.0 (100.0)	(8.6)
G 世 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	2.4	97.6 (100.0)	(-)
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	45.0	54.0 (100.0)	(2.0)
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	100.0	52.3	46.3 (100.0)	(0.7)
49~52 卸 売 業	100.0	42.2	56.8 (100.0)	(0.9)
53~58 小 売 業	100.0	54.1	44.0 (100.0)	(0.4)
59~60 飲 食 店	100.0	86.4	11.7 (100.0)	(-)
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	6.0	94.0 (100.0)	(1.0)
K 不 動 産 業	100.0	24.9	75.1 (100.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	20.4	73.3 (100.0)	(0.8)
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	78.2	20.4 (100.0)	(1.9)
77~78 映 画 業 , 娯 楽 業	100.0	63.0	37.0 (100.0)	(6.5)
87 医 療 業	100.0	48.9	48.9 (100.0)	(5.4)
91 教 育 業	100.0	0.4	99.6 (100.0)	(0.1)
92 社 会 保 険 , 社 会 福 祉 業	100.0	28.9	71.0 (100.0)	(1.4)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	31.7	68.3 (100.0)	(-)
規 模				
500 人 以 上	100.0	23.7	76.1 (100.0)	(0.6)
100 ~ 499 人	100.0	39.4	60.1 (100.0)	(1.9)
30 ~ 99 人	100.0	45.0	54.3 (100.0)	(0.8)

な女子に対する措置の内容別事業所数の割合

[90]

有給日数				年間を通して			不明
月経時と	1日	2日	3日以上	必要日数	13日まで	14日以上	
(17.1)	(27.0)	(7.6)	(38.8)	(2.2)	(1.0)	(4.1)	(1.1)
(12.6)	(38.4)	(12.4)	(31.7)	(3.8)	(1.1)	(-)	(-)
(8.4)	(10.2)	(3.3)	(68.1)	(3.9)	(-)	(6.0)	(0.1)
(26.3)	(21.3)	(2.4)	(41.2)	(1.8)	(0.4)	(2.7)	(1.9)
(19.9)	(15.0)	(2.9)	(48.5)	(0.4)	(-)	(6.6)	(6.6)
(6.1)	(47.7)	(0.1)	(36.2)	(-)	(4.1)	(4.1)	(0.8)
(33.5)	(12.7)	(-)	(47.3)	(-)	(-)	(1.2)	(-)
(25.2)	(18.2)	(-)	(39.3)	(0.5)	(8.8)	(6.8)	(1.1)
(42.6)	(18.2)	(0.9)	(30.0)	(7.4)	(-)	(-)	(0.9)
(28.4)	(20.2)	(7.8)	(37.9)	(-)	(-)	(0.9)	(-)
(42.1)	(23.8)	(3.5)	(26.2)	(-)	(0.4)	(2.1)	(-)
(16.0)	(25.9)	(2.7)	(49.9)	(2.3)	(-)	(1.1)	(1.1)
(12.0)	(25.9)	(7.4)	(48.9)	(-)	(-)	(2.2)	(0.9)
(34.8)	(14.5)	(1.4)	(40.5)	(-)	(3.6)	(0.9)	(0.3)
(14.1)	(12.7)	(-)	(23.1)	(2.7)	(-)	(-)	(-)
(24.2)	(30.2)	(6.5)	(37.9)	(-)	(-)	(0.3)	(0.8)
(15.5)	(32.3)	(5.8)	(42.2)	(2.0)	(-)	(0.2)	(-)
(28.9)	(29.8)	(4.1)	(32.6)	(1.0)	(-)	(0.3)	(-)
(24.6)	(12.3)	(0.1)	(47.7)	(-)	(-)	(3.5)	(10.3)
(30.8)	(20.4)	(3.6)	(39.6)	(-)	(0.1)	(4.8)	(-)
(33.0)	(22.7)	(0.5)	(34.5)	(8.8)	(-)	(0.5)	(-)
(28.3)	(18.1)	(1.8)	(43.0)	(1.7)	(0.9)	(-)	(0.8)
(36.7)	(16.0)	(3.1)	(34.0)	(0.4)	(-)	(8.3)	(-)
(24.2)	(13.4)	(0.1)	(52.3)	(0.9)	(-)	(0.5)	(-)
(2.8)	(65.9)	(15.2)	(16.1)	(-)	(-)	(-)	(-)
(13.7)	(46.0)	(7.2)	(28.8)	(2.0)	(-)	(0.5)	(-)
(25.2)	(14.5)	(2.2)	(48.2)	(3.1)	(0.7)	(5.4)	(-)
(13.1)	(10.7)	(0.7)	(64.2)	(5.3)	(1.1)	(3.9)	(-)
(44.1)	(21.2)	(0.1)	(26.2)	(-)	(-)	(7.9)	(-)
(16.5)	(2.2)	(60.1)	(20.4)	(-)	(-)	(0.7)	(-)
(22.7)	(15.8)	(1.6)	(43.8)	(0.2)	(1.1)	(13.3)	(0.5)
(12.7)	(17.9)	(7.3)	(43.0)	(0.4)	(1.7)	(15.8)	(1.1)
(10.3)	(35.4)	(15.3)	(29.8)	(2.4)	(2.0)	(2.1)	(2.0)
(10.8)	(13.6)	(1.6)	(58.2)	(-)	(-)	(13.8)	(-)
(38.0)	(14.0)	(4.3)	(34.3)	(-)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
(10.7)	(30.1)	(4.7)	(40.4)	(0.7)	(5.0)	(1.7)	(1.3)
(4.1)	(44.1)	(24.4)	(22.4)	(0.9)	(1.1)	(1.1)	(1.8)
(6.3)	(43.5)	(10.7)	(31.6)	(-)	(2.0)	(4.3)	(0.1)
(17.5)	(26.1)	(7.5)	(35.4)	(5.4)	(2.5)	(2.8)	(2.8)
(19.2)	(34.0)	(7.0)	(33.6)	(2.2)	(0.8)	(1.9)	(0.7)
(22.3)	(27.0)	(7.0)	(37.7)	(0.7)	(1.0)	(1.6)	(0.8)
(15.9)	(26.8)	(7.8)	(39.2)	(2.5)	(1.0)	(4.8)	(1.2)

第7表 産業・規模，休業日数別産前休業者

産 業 ・ 規 模	産 前 休 業 取 得 者 計	42 日 以 内		
		小 計	7 日 以 内	8 ～ 21 日
計	100.0	65.2	5.0	10.3
産 業				
D 鉱 業	*	*	—	—
E 建 設	100.0	97.2	2.4	7.9
F 製 造	100.0	75.9	6.3	12.4
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	79.0	7.9	9.5
14 織 維 工 業	100.0	71.9	9.0	17.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	84.2	8.7	11.9
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	91.8	6.5	26.3
17 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100.0	71.9	0.3	14.9
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	85.2	2.4	35.9
19 出版・印刷・関連連産業	100.0	71.8	5.6	19.4
20 化 学 工 業	100.0	73.2	2.8	10.7
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	68.0	4.0	—
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	75.9	1.6	14.0
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	82.8	1.0	31.4
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	71.2	8.1	6.3
26 鉄 鋼 製 造 業	100.0	76.9	4.5	10.1
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	89.1	4.5	17.7
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	80.3	8.2	11.7
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	77.0	16.1	14.0
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	72.3	5.5	12.2
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	71.6	5.3	14.4
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	83.1	3.2	10.2
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	78.6	4.7	5.7
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	73.8	0.4	2.4
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	48.5	9.8	1.6
I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	100.0	61.4	1.1	20.2
49~52 卸 売 業	100.0	74.7	1.3	35.8
53~58 小 売 業	100.0	51.4	0.9	7.5
59~60 飲 食 店	100.0	8.3	—	—
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	85.7	12.6	24.8
K 不 動 産 業	100.0	56.1	—	7.0
L サ ー ビ ス 業	100.0	56.2	3.7	5.6
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	81.2	3.4	32.2
77~78 映 画 業, 娯 楽 業	100.0	87.8	—	5.4
87 医 療 業	100.0	68.8	1.4	7.1
91 教 育 業	100.0	32.6	2.2	2.1
92 社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	100.0	47.1	4.6	1.8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	83.6	20.6	10.9
規 模				
500 人 以 上	100.0	63.6	2.8	7.0
100 ~ 499 人	100.0	73.1	4.0	9.1
30 ~ 99 人	100.0	59.2	6.8	12.7

数の割合及び1人平均産前休業日数(単胎)

(%)

の 者		42 日 を 超 え る 者				休業日数	1人平均産 前休業日数 (日)
22～35日	36～42日	小 計	43～56日	57～70日	71日以上	不 明	
18.5	31.4	33.4	26.6	5.3	1.5	1.4	38.5
*	*	—	—	—	—	—	32.6
35.0	51.9	2.5	2.5	—	—	0.3	35.7
24.2	32.9	23.4	19.4	2.6	1.4	0.7	35.3
31.6	30.0	21.0	17.8	2.2	1.1	—	35.2
25.6	19.8	28.1	21.2	0.5	6.5	—	33.3
24.6	39.0	14.0	10.3	1.1	2.6	1.8	33.9
11.9	47.1	8.1	7.1	1.0	—	—	30.4
13.2	43.4	20.5	20.5	—	—	7.6	36.1
19.0	27.9	13.1	4.5	1.5	7.1	1.8	36.8
12.4	34.4	24.3	22.9	1.4	—	3.9	33.7
23.4	36.3	26.3	22.0	4.3	—	0.5	36.9
44.0	20.0	28.0	24.0	4.0	—	4.0	38.1
21.5	38.8	15.2	10.5	—	4.7	8.9	36.8
19.0	31.4	17.2	17.2	—	—	—	32.5
22.4	34.4	28.8	27.8	0.6	0.5	—	35.7
24.0	38.3	21.4	12.3	4.5	4.5	1.6	39.2
21.5	45.3	10.2	8.3	1.9	—	0.8	33.3
17.4	42.9	18.7	17.1	0.5	1.0	1.0	33.9
18.4	28.4	22.9	16.3	2.1	4.5	0.2	37.0
26.2	28.4	27.6	23.2	3.9	0.6	0.1	35.3
17.0	34.9	27.5	24.4	2.4	0.7	0.9	35.3
23.4	46.4	16.0	14.3	1.0	0.7	0.9	35.6
26.6	41.6	20.4	17.7	2.6	0.1	0.9	36.0
22.8	48.2	23.4	16.9	6.5	—	2.8	39.4
21.2	15.9	51.5	43.3	5.8	2.4	—	43.1
10.7	29.5	28.6	26.2	1.9	0.6	10.0	35.8
10.5	27.1	25.3	24.8	0.5	—	—	30.4
11.0	32.0	30.0	25.8	3.0	1.1	18.6	41.0
—	8.3	91.7	91.7	—	—	—	49.1
28.0	20.3	14.0	11.9	1.6	0.5	0.3	28.4
22.9	26.3	43.9	38.6	—	5.3	—	41.3
14.3	32.6	43.4	33.1	8.4	1.8	0.4	42.2
16.1	29.6	11.9	11.5	0.2	0.2	6.9	29.8
17.6	64.8	10.5	2.8	2.2	6.4	1.7	41.5
21.2	39.1	31.2	27.4	2.7	1.1	—	39.3
6.4	21.9	67.4	46.9	17.1	3.4	—	49.3
5.5	35.1	49.6	36.5	12.9	0.2	3.3	44.6
15.7	36.4	14.9	12.6	2.3	—	1.5	29.9
21.4	32.4	36.1	30.1	5.2	0.9	0.3	39.6
22.5	37.4	26.4	21.5	3.5	1.4	0.5	37.7
13.8	25.9	38.1	29.5	6.9	1.8	2.7	38.6

第8表 産業・規模、休業日数別産後休業者

産 業 ・ 規 模	産後休業 取得者計	56 日 以 内		
		小 計	42 日	43～49 日
計	100.0	74.9	2.2	2.7
産 業				
D 鉱 業	*	*	—	—
E 建 設 業	100.0	73.7	—	0.1
F 製 造 業	100.0	73.9	2.5	2.7
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	100.0	69.5	6.6	13.3
14 織 維 工 業	100.0	61.7	2.5	5.5
15 衣類・その他の繊維製品製造業	100.0	84.2	0.1	1.4
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	100.0	87.3	2.2	17.6
17 家具・装備品製造業	100.0	78.0	—	7.7
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	100.0	66.7	2.9	12.7
19 出版・印刷・関連連産業	100.0	75.8	—	—
20 化 学 工 業	100.0	74.4	4.3	2.8
21 石油製品・石炭製品製造業	100.0	70.8	4.0	4.0
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	100.0	79.5	—	1.2
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	100.0	58.5	1.5	—
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	100.0	72.0	0.4	—
26 鉄 鋼 業	100.0	77.5	3.7	3.7
27 非 鉄 金 属 製 造 業	100.0	76.2	0.4	10.2
28 金 属 製 品 製 造 業	100.0	78.2	6.0	—
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	100.0	73.5	10.4	1.9
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	100.0	66.6	2.0	1.3
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	100.0	86.8	0.7	3.7
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	100.0	80.2	0.5	0.4
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	100.0	87.3	7.2	6.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.2	0.3	0.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	48.7	0.1	1.9
I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	100.0	61.0	5.1	5.6
49～52 卸 売 業	100.0	59.6	11.2	11.4
53～58 小 売 業	100.0	63.2	0.1	0.7
59～60 飲 食 店	100.0	12.4	—	8.3
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	75.6	2.8	9.4
K 不 動 産 業	100.0	82.0	—	7.1
L サ ー ビ ス 業	100.0	79.7	1.7	1.4
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	100.0	24.5	—	4.9
77～78 映 画 業, 娯 楽 業	100.0	80.6	7.2	1.7
87 医 療 業	100.0	80.9	2.0	1.1
91 教 育 業	100.0	77.4	0.4	1.7
92 社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	100.0	82.8	2.2	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	100.0	87.1	4.4	2.3
規 模				
500 人 以 上	100.0	78.2	1.0	1.4
100 ～ 499 人	100.0	78.2	1.6	2.1
30 ～ 99 人	100.0	71.1	3.3	3.7

数の割合及び1人平均産後休業日数(単胎)

(%)

の 者		56 日 を 超 え る 者				休業日数 不 明	1人平均産 後休業日数 (日)
50～55日	56 日	小 計	57～63日	64～70日	71日以上		
6.7	63.2	22.6	9.6	4.4	8.7	2.6	58.1
*	*	*	*	—	—	—	55.9
4.8	68.7	25.1	7.5	17.7	—	1.2	58.4
9.1	59.7	24.7	12.8	4.0	7.9	1.4	54.3
12.4	37.1	28.2	15.7	6.3	6.3	2.3	56.8
7.1	46.6	38.3	17.6	4.0	16.7	0.1	63.7
6.0	76.6	14.0	6.1	1.6	6.4	1.8	29.4
8.7	58.8	12.7	6.2	2.2	4.3	—	56.6
3.5	66.9	12.9	4.2	1.0	7.7	9.1	57.7
18.0	33.0	31.6	9.1	—	22.4	1.8	63.6
1.7	74.1	23.8	4.3	4.3	15.3	0.4	61.5
7.1	60.2	24.3	11.7	3.4	9.2	1.2	68.4
20.8	41.7	20.8	20.8	—	—	8.3	54.3
6.4	71.8	10.3	3.1	2.6	4.5	0.3	58.7
4.4	52.6	40.0	30.4	5.9	3.7	1.5	58.7
19.6	52.0	27.6	24.9	2.2	0.6	0.4	56.1
18.8	51.3	19.1	7.4	0.3	11.4	3.4	66.0
11.3	54.3	23.0	15.5	6.0	1.5	0.8	56.2
21.5	50.7	20.4	9.7	3.4	7.2	1.4	58.3
8.1	53.1	26.2	3.9	4.5	17.9	0.3	62.4
9.9	53.4	32.4	19.1	5.7	7.5	1.0	60.6
9.2	73.2	11.5	8.2	1.7	1.6	1.8	56.0
9.4	69.9	18.7	9.4	4.2	5.1	1.1	58.5
8.5	65.5	11.8	5.9	2.4	3.5	0.9	56.5
1.9	80.2	12.5	5.0	6.4	1.1	4.3	58.1
0.1	46.6	41.5	15.7	8.2	17.6	9.8	68.8
8.2	42.2	28.0	7.8	6.4	13.8	11.0	63.0
1.6	35.4	39.9	5.7	11.5	22.7	0.6	66.4
13.6	48.7	16.9	7.8	2.3	6.7	19.9	59.4
4.1	—	87.6	87.6	—	—	—	61.5
9.0	54.4	24.1	17.7	1.1	5.3	0.3	57.2
7.1	67.8	18.0	1.8	3.6	12.6	—	62.0
4.9	71.7	18.8	6.1	4.2	8.6	1.5	59.7
—	19.5	68.6	18.0	2.8	47.7	7.0	69.6
9.9	61.7	15.7	1.7	1.0	13.0	3.7	59.9
6.9	70.9	17.7	6.5	2.0	9.2	1.4	60.4
1.6	73.7	22.6	6.7	7.2	8.7	0.0	59.4
1.3	79.3	13.9	3.2	2.3	8.4	3.3	61.3
10.5	70.0	7.2	2.4	4.4	0.4	5.7	55.6
7.1	68.8	21.2	9.7	5.4	6.2	0.6	59.0
6.7	67.9	20.8	8.8	3.5	8.5	1.0	61.7
6.6	57.5	24.6	10.1	4.7	9.8	4.3	64.9

第9表 産業・規模別生理日の就業が著しく困難な女子の
休暇の請求状況

産 業 ・ 規 模		休暇請求者の あった事業所 の割合 (全調査事業所 =100.0) (%)	休暇を請求 した実人員 の割合 (女 子常用労働 者数=100.0) (%)	請求者 1人当 たり年 間休暇 請求回 数 (回)	請求者 1人当 たり平 均年間 休暇日 数 (日)	請求者1 人当 たり平 均年間 休暇日 数 (日)	女子常用 労働者1 人当 たり年 間休暇 日数 (日)
計		18.8	7.0	4.1	5.1	1.2	0.4
産 業							
D 鉱 業		8.9	*	*	*	*	*
E 建 設		8.6	7.3	5.3	5.5	1.1	0.4
F 製 造		20.3	6.3	4.2	4.7	1.1	0.3
12,13	食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	13.6	4.4	4.2	3.5	0.8	0.2
14	繊維工業	13.3	3.1	2.7	2.8	1.1	0.1
15	衣類・その他の繊維製品製造業	11.4	1.3	4.8	6.4	1.3	0.1
16	木材・木製品製造業(家具を除く)	7.0	1.5	6.7	7.8	1.2	0.1
17	家具・装備品製造業	14.1	7.0	4.0	4.8	1.2	0.3
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	19.8	11.4	5.8	7.0	1.2	0.8
19	出版・印刷・同関連産業	21.8	10.6	7.4	9.3	1.3	1.0
20	化学工業	31.9	7.2	4.8	5.6	1.2	0.4
21	石油製品・石炭製品製造業	28.1	11.1	3.8	3.9	1.0	0.5
23	ゴム製品製造業	17.3	9.1	3.2	3.6	1.1	0.3
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	11.2	1.8	2.9	3.0	1.0	0.1
25	窯業・土石製品製造業	16.6	8.3	3.7	5.0	1.4	0.4
26	鉄鋼製造業	15.3	6.2	4.1	4.3	1.0	0.3
27	非金属製品製造業	26.7	9.8	5.7	6.6	1.2	0.7
28	金 属 製 品 製 造 業	17.0	6.9	4.7	5.5	1.2	0.4
29	一般機械器具製造業	31.2	10.9	4.5	5.1	1.1	0.6
30	電気機械器具製造業	24.9	5.8	3.4	3.6	1.1	0.2
31	輸送用機械器具製造業	22.1	8.5	5.1	5.6	1.1	0.5
32	精密機械器具製造業	29.6	7.5	4.3	5.4	1.2	0.4
22,33,34	プラスチック製品・武器・その他の製造業	22.0	13.2	3.0	3.2	1.1	0.4
G	電気・ガス・熱供給・水道業	20.6	8.6	4.9	5.5	1.1	0.5
H	運 輸 ・ 通 信 業	11.8	8.8	9.1	16.6	1.8	1.5
I	卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	18.1	4.9	4.8	5.7	1.2	0.3
49~52	卸 売 業	21.9	8.8	5.0	5.3	1.1	0.5
53~58	小 売 業	17.4	2.5	4.3	7.0	1.7	0.2
59~60	飲 食 店	5.1	0.2	2.0	2.0	1.0	0.0
J	金 融 ・ 保 険 業	10.9	2.2	3.5	8.0	2.3	0.2
K	不 動 産 業	31.3	8.1	5.4	5.7	1.1	0.5
L	サ ー ビ ス 業	24.8	9.8	3.1	3.6	1.2	0.4
73	旅館・その他の宿泊所	2.2	0.2	8.1	8.3	1.0	0.0
77~78	映画業, 娯楽業	22.6	8.2	7.3	8.5	1.2	0.7
87	医 療 業	17.2	3.0	6.3	7.5	1.2	0.2
91	教 育 業	32.6	6.7	3.8	4.2	1.1	0.3
92	社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	27.6	10.0	5.9	8.7	1.5	0.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業		22.9	21.1	2.0	2.1	1.1	0.5
規 模							
500 人 以 上		54.8	7.0	4.4	5.7	1.3	0.4
100 ~ 499 人		31.9	6.3	4.5	5.1	1.1	0.3
30 ~ 99 人		15.3	7.4	3.7	4.9	1.3	0.4

第10表 産業・規模別妊娠及び出産後の通院休暇制度及び妊娠
障害休暇制度ありの事業所数の割合

(%)

産 業 ・ 規 模	通院休暇制度 ありの事業所	休 暇 回 数			妊娠障害 休暇制度 ありの事 業所数の 割合
		厚生省の 基 準	そ の 他	不 明	
計	27.5 (100.0)	(61.0)	(34.8)	(4.2)	18.9
業 業	9.1 (100.0)	(81.9)	(18.1)	(-)	7.1
D 鉱 業	11.9 (100.0)	(55.3)	(34.3)	(10.3)	8.0
E 建 設 業	17.1 (100.0)	(44.3)	(50.4)	(5.3)	10.2
F 製 造 業	13.7 (100.0)	(32.5)	(66.7)	(0.8)	9.2
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	27.4 (100.0)	(53.5)	(46.4)	(0.1)	27.4
14 織 維 工 業	18.5 (100.0)	(59.9)	(35.2)	(4.9)	18.7
15 衣類・その他の繊維製品製造業	6.8 (100.0)	(73.7)	(23.9)	(2.4)	2.0
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	5.9 (100.0)	(72.2)	(14.5)	(13.4)	5.4
17 家具・装備品製造業	17.4 (100.0)	(71.9)	(20.9)	(7.2)	6.9
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	29.6 (100.0)	(27.5)	(69.0)	(3.6)	11.8
19 出版・印刷・同関連産業	23.2 (100.0)	(24.3)	(73.9)	(1.8)	14.2
20 化 学 工 業	4.2 (100.0)	(78.3)	(-)	(21.7)	3.5
21 石油製品・石炭製品製造業	16.7 (100.0)	(50.5)	(40.3)	(9.2)	11.0
23 ゴ ム 製 品 製 造 業	5.5 (100.0)	(61.0)	(39.0)	(-)	10.2
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	13.8 (100.0)	(35.1)	(47.0)	(17.9)	5.8
25 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	10.2 (100.0)	(35.5)	(64.5)	(-)	6.4
26 鉄 鋼 製 造 業	17.3 (100.0)	(64.0)	(36.0)	(-)	7.1
27 非 鉄 金 属 製 造 業	13.6 (100.0)	(42.1)	(47.9)	(10.0)	5.2
28 金 属 製 品 製 造 業	13.4 (100.0)	(52.6)	(47.4)	(-)	6.1
29 一 般 機 械 器 具 製 造 業	20.3 (100.0)	(36.0)	(55.6)	(8.4)	9.4
30 電 気 機 械 器 具 製 造 業	13.2 (100.0)	(64.6)	(31.8)	(3.6)	6.5
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	19.3 (100.0)	(47.4)	(44.0)	(8.6)	15.9
32 精 密 機 械 器 具 製 造 業	16.3 (100.0)	(55.0)	(35.1)	(9.9)	10.6
22, 33, 34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	48.2 (100.0)	(64.4)	(35.6)	(-)	30.8
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	33.1 (100.0)	(70.3)	(28.2)	(1.5)	11.7
H 運 輸 ・ 通 信 業	21.7 (100.0)	(48.8)	(46.8)	(4.3)	17.6
I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	27.0 (100.0)	(58.4)	(40.3)	(1.3)	22.3
49~52 卸 売 業	20.2 (100.0)	(32.5)	(58.0)	(9.5)	15.8
53~58 小 売 業	5.8 (100.0)	(66.3)	(33.7)	(-)	3.7
59~60 飲 食 店	19.8 (100.0)	(25.0)	(64.9)	(10.1)	4.5
J 金 融 ・ 保 險 業	18.0 (100.0)	(60.3)	(38.7)	(1.1)	13.8
K 不 動 産 業	46.1 (100.0)	(73.0)	(23.4)	(3.6)	38.1
L サ ー ビ ス 業	12.9 (100.0)	(67.9)	(29.5)	(2.6)	9.4
73 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	22.6 (100.0)	(42.0)	(47.5)	(10.6)	10.1
77~78 映 画 業, 娯 楽 業	29.1 (100.0)	(60.8)	(39.0)	(0.2)	19.8
87 医 療 業	78.3 (100.0)	(78.0)	(20.6)	(1.4)	72.2
91 教 育 業	44.2 (100.0)	(60.7)	(37.0)	(2.3)	23.4
92 社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	29.6 (100.0)	(70.6)	(19.5)	(9.9)	21.9
そ の 他 の サ ー ビ ス 業					
規 模					
500 人 以 上	33.1 (100.0)	(37.3)	(58.4)	(4.2)	18.9
100 ~ 499 人	25.6 (100.0)	(57.8)	(37.1)	(5.2)	17.4
30 ~ 99 人	27.7 (100.0)	(62.2)	(33.8)	(4.0)	19.3

第11表 産業・規模別妊婦の通勤緩和措置

産 業 ・ 規 模	妊婦の通勤緩和措置 ありの事業所	動	
		勤務時間の短縮なし(時差出勤のみ)	動 小 計
計	20.0 (100.0)	(26.0)	(72.8)
産 業			
D 鉱 業	5.2 (100.0)	(*)	(*)
E 建設業	7.5 (100.0)	(57.5)	(40.7)
F 製造業	7.2 (100.0)	(27.5)	(70.8)
12,13 食料品・飲料・飼料・たばこ製造業	7.6 (100.0)	(35.5)	(64.1)
14 繊維工業	11.1 (100.0)	(24.8)	(75.2)
15 衣服・その他の繊維製品製造業	7.0 (100.0)	(35.5)	(61.5)
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	5.1 (100.0)	(29.8)	(70.2)
17 家具・装備品製造業	2.5 (100.0)	(-)	(88.7)
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	10.7 (100.0)	(43.7)	(56.3)
19 出版・印刷・同関連産業	16.0 (100.0)	(14.6)	(85.4)
20 化学工業	10.4 (100.0)	(9.9)	(90.1)
21 石油製品・石炭製品製造業	9.3 (100.0)	(39.2)	(60.8)
23 ゴム製品製造業	5.3 (100.0)	(9.4)	(90.6)
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	2.0 (100.0)	(78.5)	(21.5)
25 窯業・土石製品製造業	4.8 (100.0)	(30.6)	(69.4)
26 鉄鋼業	4.2 (100.0)	(58.6)	(41.4)
27 非鉄金属製品製造業	5.5 (100.0)	(43.2)	(54.6)
28 金属製品製造業	7.7 (100.0)	(32.2)	(67.8)
29 一般機械器具製造業	5.0 (100.0)	(37.6)	(62.4)
30 電気機械器具製造業	6.3 (100.0)	(33.5)	(59.8)
31 輸送用機械器具製造業	6.4 (100.0)	(8.0)	(89.4)
32 精密機械器具製造業	9.0 (100.0)	(17.6)	(78.9)
22,33,34 プラスチック製品・武器・その他の製造業	4.1 (100.0)	(11.6)	(82.8)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	41.1 (100.0)	(13.7)	(85.5)
H 運 輸 ・ 通 信 業	21.0 (100.0)	(13.7)	(86.3)
I 卸 売 ・ 小 売 業, 飲 食 店	12.5 (100.0)	(36.1)	(58.1)
49~52 卸 売 業	14.7 (100.0)	(38.6)	(61.2)
53~58 小 売 業	8.8 (100.0)	(21.6)	(58.7)
59~60 飲 食 店	16.4 (100.0)	(54.1)	(45.8)
J 金 融 ・ 保 険 業	23.5 (100.0)	(16.9)	(83.1)
K 不 動 産 業	18.2 (100.0)	(29.0)	(69.9)
L サ ー ビ ス 業	40.7 (100.0)	(25.7)	(73.8)
73 旅館・その他の宿泊所	10.3 (100.0)	(51.2)	(45.5)
77~78 映 画 業, 娯 楽 業	16.0 (100.0)	(23.6)	(63.7)
87 医 療 業	17.3 (100.0)	(32.8)	(55.0)
91 教 育 業	77.2 (100.0)	(22.3)	(77.7)
92 社 会 保 険, 社 会 福 祉 業	37.3 (100.0)	(17.7)	(82.3)
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	22.4 (100.0)	(35.3)	(64.6)
規 模			
500 人 以 上	22.1 (100.0)	(20.2)	(76.7)
100 ~ 499 人	19.5 (100.0)	(29.7)	(68.2)
30 ~ 99 人	20.1 (100.0)	(25.3)	(73.7)

置ありの事業所数の割合

(%)

務 時 間 短 縮 の 有 無				
務 時 間 短 縮 あ り				不 明
短縮30分以内	短縮31分～ 60分	短縮60分を 超える	不 明	
(10.6)	(52.4)	(8.1)	(1.7)	(1.2)
(-)	(*)	(*)	(-)	(-)
(6.2)	(28.2)	(6.2)	(-)	(1.8)
(6.5)	(31.9)	(26.9)	(5.4)	(1.7)
(4.5)	(40.4)	(10.1)	(-)	(0.3)
(13.6)	(27.2)	(34.3)	(-)	(-)
(8.8)	(24.7)	(27.4)	(-)	(3.0)
(26.6)	(26.6)	(17.2)	(-)	(-)
(2.9)	(85.7)	(-)	(-)	(11.3)
(-)	(26.7)	(26.7)	(2.4)	(-)
(5.6)	(18.5)	(60.9)	(0.2)	(-)
(6.7)	(71.1)	(12.0)	(-)	(-)
(23.5)	(5.9)	(23.5)	(-)	(-)
(2.0)	(-)	(61.2)	(26.5)	(-)
(-)	(-)	(12.5)	(-)	(-)
(18.1)	(25.6)	(-)	(25.6)	(-)
(-)	(7.8)	(32.8)	(-)	(-)
(-)	(42.9)	(8.9)	(-)	(2.1)
(-)	(32.5)	(20.5)	(14.4)	(-)
(1.0)	(37.8)	(23.5)	(-)	(-)
(-)	(21.9)	(22.2)	(15.8)	(5.7)
(36.6)	(35.0)	(17.7)	(-)	(2.6)
(-)	(34.8)	(18.4)	(24.7)	(3.5)
(-)	(44.2)	(38.2)	(-)	(5.7)
(3.0)	(68.6)	(11.9)	(2.0)	(0.8)
(5.0)	(70.4)	(10.8)	(-)	(-)
(22.7)	(16.9)	(16.2)	(2.3)	(5.8)
(39.8)	(7.9)	(13.4)	(-)	(0.3)
(1.8)	(31.1)	(24.0)	(1.8)	(19.7)
(-)	(22.7)	(11.9)	(11.3)	(0.1)
(61.5)	(21.0)	(0.6)	(-)	(-)
(9.3)	(54.4)	(5.0)	(-)	(1.1)
(3.4)	(65.6)	(3.3)	(1.6)	(0.4)
(-)	(18.4)	(26.6)	(-)	(3.3)
(-)	(47.8)	(15.6)	(-)	(12.7)
(0.4)	(50.3)	(14.3)	(-)	(2.1)
(4.7)	(70.4)	(0.2)	(2.4)	(0.1)
(0.5)	(78.4)	(3.4)	(-)	(-)
(1.2)	(55.6)	(7.8)	(-)	(0.1)
(8.3)	(52.5)	(15.2)	(0.2)	(3.1)
(4.9)	(50.7)	(10.8)	(1.7)	(2.0)
(11.8)	(52.7)	(7.4)	(1.7)	(1.0)

第12表 産業・規模・職務・所定時間外労働時間数，所定時間外

産 業 規 模 所定時間外労働時間数	業 模 式 所定時間外労働時間数	計	所定時間外労働を 恒常的に行ってい る職務あり	職 員		
				女子は補助 的業務に従 事	女子は時間 外の少ない 男子とは別 の業務	男女同じ業 務であるが 女子には時 間外を少な くする配慮
計		100.0	45.2 (100.0)	(26.8)	(6.5)	(29.4)
D 鉱 業		100.0	53.2 (100.0)	(30.9)	(6.1)	(13.9)
E 建設 業		100.0	35.0 (100.0)	(35.1)	(6.9)	(11.0)
F 製 造 業		100.0	57.8 (100.0)	(27.6)	(8.2)	(30.4)
G 電気・ガス・熱供給・水道業		100.0	33.6 (100.0)	(11.7)	(0.2)	(21.8)
H 運輸・通信 業		100.0	42.4 (100.0)	(26.2)	(7.5)	(18.7)
I 卸売・小売業，飲食店		100.0	55.1 (100.0)	(30.8)	(5.6)	(33.4)
J 金融・保険 業		100.0	50.0 (100.0)	(26.6)	(6.1)	(34.9)
K 不動産 業		100.0	41.3 (100.0)	(17.4)	(0.3)	(52.5)
L サ ー ビ ス 業		100.0	28.3 (100.0)	(16.4)	(3.5)	(30.5)
500 人 以 上		100.0	61.3 (100.0)	(31.7)	(5.2)	(33.4)
100 ～ 499 人		100.0	54.8 (100.0)	(27.0)	(7.6)	(35.0)
30 ～ 99 人		100.0	42.9 (100.0)	(26.5)	(6.2)	(27.5)
企 画 ・ 調 査		100.0	7.9 (100.0)	(28.2)	(3.5)	(28.1)
人 事 ・ 教 育 訓 練		100.0	3.6 (100.0)	(28.6)	(1.7)	(46.1)
決 算 ・ 経 理		100.0	14.0 (100.0)	(36.1)	(6.0)	(32.4)
総 務		100.0	11.0 (100.0)	(24.7)	(9.4)	(28.2)
生 産 (交替制あり)		100.0	45.2 (100.0)	(13.5)	(5.3)	(18.4)
生 産 (交替制なし)		100.0	42.0 (100.0)	(23.7)	(8.4)	(36.6)
研 究 開 発		100.0	22.3 (100.0)	(31.1)	(6.8)	(18.7)
情 報 処 理		100.0	20.3 (100.0)	(23.8)	(7.0)	(34.5)
販 売 ・ サ ー ビ ス		100.0	28.6 (100.0)	(17.8)	(6.9)	(33.4)
営 業		100.0	28.8 (100.0)	(35.3)	(4.6)	(22.2)
6 時 間 未 満			(100.0)	(24.6)	(4.2)	(37.7)
6 ～ 24 時 間			(100.0)	(25.4)	(6.6)	(30.9)
25 ～ 45 時 間			(100.0)	(26.6)	(6.1)	(27.7)
46 ～ 49 時 間			(100.0)	(42.0)	(4.6)	(10.7)
50 時 間 以 上			(100.0)	(34.7)	(9.5)	(26.5)

労働を恒常的に行っている職務の人員配置状況別事業所数の割合

(%)

の 人 員 配 置 状 況 (M.A.)						所定時間外 労働を恒常 的に行って いる職務な し	不 明
男女全く同 じ業務	指揮命令者、 専門業務従 事者に女子 を配置	男子のみを 配置	特定の時期 には、他の 部署等から 男子を増員	そ の 他	不 明		
(13.1)	(4.6)	(30.5)	(2.8)	(1.7)	(0.9)	53.9	0.9
(5.1)	(1.5)	(50.8)	(5.1)	(1.7)	(-)	46.8	-
(10.4)	(2.0)	(38.5)	(0.2)	(3.1)	(0.2)	64.0	1.0
(9.1)	(3.9)	(35.1)	(3.3)	(1.4)	(0.8)	42.2	0.0
(7.6)	(1.7)	(54.3)	(2.2)	(-)	(2.9)	66.4	-
(6.3)	(8.2)	(42.5)	(4.1)	(3.3)	(-)	53.9	3.7
(10.0)	(4.1)	(26.5)	(3.1)	(-)	(0.0)	44.4	0.6
(20.3)	(6.3)	(22.7)	(-)	(1.2)	(-)	49.9	0.1
(6.7)	(4.3)	(21.3)	(1.6)	(0.9)	(1.3)	58.7	-
(30.1)	(6.1)	(18.5)	(2.7)	(3.8)	(3.4)	70.5	1.2
(15.7)	(4.6)	(20.1)	(2.0)	(1.0)	(0.5)	38.1	0.6
(13.2)	(4.5)	(25.7)	(2.4)	(1.0)	(0.6)	44.7	0.4
(12.9)	(4.7)	(32.3)	(3.0)	(1.9)	(1.0)	56.1	1.0
(11.6)	(8.5)	(30.4)	(0.6)	(3.7)	(0.3)		
(15.6)	(5.1)	(22.0)	(0.3)	(0.3)	(-)		
(24.1)	(9.2)	(8.0)	(-)	(1.3)	(0.2)		
(24.5)	(8.2)	(12.4)	(0.4)	(0.9)	(1.7)		
(4.9)	(2.1)	(62.7)	(7.0)	(2.6)	(0.3)		
(6.9)	(3.6)	(38.6)	(4.4)	(1.2)	(1.1)		
(9.1)	(3.9)	(38.6)	(1.5)	(0.6)	(2.9)		
(19.2)	(5.6)	(18.6)	(6.6)	(0.5)	(0.1)		
(16.0)	(5.1)	(24.6)	(5.0)	(4.6)	(0.4)		
(5.4)	(0.4)	(41.8)	(1.3)	(0.7)	(0.8)		
(12.7)	(1.5)	(22.4)	(0.5)	(3.2)	(0.4)		
(17.3)	(6.2)	(25.0)	(3.2)	(1.3)	(0.8)		
(9.5)	(3.0)	(36.4)	(2.5)	(2.0)	(1.0)		
(5.9)	(2.5)	(39.3)	(3.0)	(-)	(-)		
(6.0)	(5.5)	(38.3)	(3.2)	(1.9)	(0.7)		

第13表 産業・規模，1か月平均の所定時間外労働
(恒常的な所定時間外労働のある)

産業・規模・職務	計	6時間未満	6～24時間	25～45時間
計	100.0	5.3	47.6	37.2
D 鉱業	100.0	1.4	59.4	33.4
E 建設業	100.0	9.4	40.6	35.1
F 製造業	100.0	3.3	45.4	41.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.7	69.7	25.5
H 運輸・通信業	100.0	2.0	38.9	34.1
I 卸売・小売業，飲食店	100.0	9.7	46.0	36.5
J 金融・保険業	100.0	5.0	62.9	25.3
K 不動産業	100.0	0.3	57.5	29.3
L サービス業	100.0	3.8	55.3	36.0
500人以上	100.0	1.8	41.5	45.5
100～499人	100.0	3.5	46.4	39.2
30～99人	100.0	5.9	48.1	36.3
企画・調査	100.0	4.5	48.6	39.0
人事・教育訓練	100.0	3.2	59.8	28.0
決算・経理	100.0	6.5	61.7	25.9
総務	100.0	9.6	57.2	25.8
生産（交替制あり）	100.0	1.9	33.6	47.2
生産（交替制なし）	100.0	5.5	46.4	39.1
研究開発	100.0	1.6	35.5	49.7
情報処理	100.0	9.2	32.5	43.0
販売・サービス	100.0	5.5	46.0	38.5
営業	100.0	3.4	47.6	39.2

時間数別事業所数の割合
(職務)

(%)

46～49時間	50時間以上	不 明
1.2	8.3	0.4
1.6	2.8	1.6
1.8	13.1	0.0
1.6	8.3	0.3
2.2	2.0	—
0.4	22.5	2.0
1.2	6.3	0.2
1.2	5.6	—
2.9	10.0	—
0.5	3.9	0.5
2.5	7.6	1.1
1.6	8.5	0.8
1.1	8.3	0.3
0.3	7.5	0.1
0.7	8.1	0.2
0.2	5.6	0.1
0.7	6.6	0.1
4.2	13.0	0.2
0.8	7.9	0.3
2.0	11.2	0.1
7.5	7.6	0.3
0.2	8.3	1.4
0.4	9.3	0.1

第14表 産業・規模・職務・所定時間外労働の期間、所定
人員配置状況別事業所数の割合

産 業 規 模 職 務 所定時間外労働の期間	業 模 式 業 務	計	所定時間外労働が 年間を通じ特定の 時期に集中する職 務あり	職 員		
				女子は補助 的業務に従 事	女子は時間 外の少ない 男子とは別 の業務	男女同じ業 務であるが、 女子には時 間外を少な くする配慮
計		100.0	29.3 (100.0)	(24.0)	(5.0)	(32.4)
D 鉱 業		100.0	19.9 (100.0)	(40.8)	(5.9)	(24.7)
E 建 設 業		100.0	37.2 (100.0)	(32.3)	(4.9)	(19.6)
F 製 造 業		100.0	30.5 (100.0)	(25.5)	(9.0)	(35.4)
G 電気・ガス・熱供給・水道業		100.0	31.1 (100.0)	(13.6)	(9.7)	(38.6)
H 運 輸 ・ 通 信 業		100.0	26.3 (100.0)	(22.2)	(2.8)	(18.3)
I 卸売・小売業、飲食店		100.0	34.3 (100.0)	(24.7)	(3.1)	(37.6)
J 金 融 ・ 保 險 業		100.0	22.5 (100.0)	(17.8)	(2.8)	(31.5)
K 不 動 産 業		100.0	50.4 (100.0)	(50.4)	(2.8)	(21.7)
L サ ー ビ ス 業		100.0	24.4 (100.0)	(19.3)	(3.0)	(33.8)
500 人 以 上		100.0	49.2 (100.0)	(30.0)	(6.0)	(42.6)
100 ～ 499 人		100.0	35.6 (100.0)	(26.6)	(5.2)	(43.4)
30 ～ 99 人		100.0	27.7 (100.0)	(23.0)	(4.9)	(28.8)
企 画 ・ 調 査		100.0	4.9 (100.0)	(13.9)	(4.4)	(47.7)
人 事 ・ 教 育 訓 練		100.0	3.8 (100.0)	(28.8)	(3.0)	(39.4)
決 算 ・ 経 理		100.0	21.7 (100.0)	(27.0)	(4.9)	(34.9)
総 務		100.0	5.8 (100.0)	(36.6)	(4.2)	(31.3)
生 産 (交替制あり)		100.0	10.8 (100.0)	(10.2)	(4.9)	(15.3)
生 産 (交替制なし)		100.0	16.2 (100.0)	(17.4)	(8.7)	(35.7)
研 究 開 発		100.0	3.8 (100.0)	(21.7)	(1.5)	(15.8)
情 報 処 理		100.0	4.8 (100.0)	(24.0)	(0.8)	(53.4)
販 売 ・ サ ー ビ ス		100.0	13.1 (100.0)	(15.4)	(5.7)	(35.0)
営 業		100.0	8.8 (100.0)	(21.3)	(4.1)	(16.9)
2 週 間 未 満			(100.0)	(24.9)	(4.7)	(28.0)
2 ～ 4 週 間 未 満			(100.0)	(28.5)	(4.2)	(38.3)
4 ～ 8 週 間 未 満			(100.0)	(21.5)	(7.0)	(35.3)
8 ～ 12 週 間 未 満			(100.0)	(21.3)	(3.8)	(31.6)
12 ～ 16 週 間 未 満			(100.0)	(26.0)	(5.3)	(28.8)
16 ～ 21 週 間 未 満			(100.0)	(19.6)	(1.7)	(21.6)
21 週 間 以 上			(100.0)	(20.3)	(7.3)	(18.6)

時間外労働が年間を通じ特定の時期に集中する職務の

(26)

の 人 員 配 置 状 況 (M.A.)						所定時間外 労働が年間 を通じ特定 の時期に集 中する職務 なし	不 明
男女全く同 じ業務、	指揮命令者、 専門業務従 事者に女子 を配置	男子のみを 配置	特定の時期 には、他の 部署等から 男子を増員	そ の 他	不 明		
(19.4)	(5.5)	(21.5)	(6.3)	(2.0)	(1.6)	69.5	1.1
(13.4)	(-)	(13.4)	(-)	(-)	(1.7)	80.1	-
(17.8)	(2.2)	(30.4)	(3.3)	(0.1)	(-)	61.8	1.0
(13.4)	(5.5)	(21.8)	(4.9)	(2.1)	(1.2)	69.3	0.2
(23.3)	(0.9)	(22.9)	(0.8)	(0.8)	(1.9)	68.9	-
(12.6)	(0.0)	(41.7)	(7.2)	(2.9)	(2.8)	70.7	3.0
(14.9)	(9.5)	(21.9)	(6.8)	(0.6)	(0.1)	65.1	0.6
(28.4)	(13.8)	(10.2)	(-)	(16.0)	(1.2)	77.3	0.1
(9.7)	(0.5)	(6.1)	(6.4)	(0.3)	(14.8)	49.6	-
(33.0)	(3.4)	(12.6)	(10.1)	(0.7)	(3.3)	73.8	1.8
(19.2)	(2.0)	(9.2)	(2.8)	(2.2)	(0.4)	50.0	0.8
(16.2)	(3.0)	(15.9)	(5.2)	(1.5)	(1.6)	63.9	0.5
(20.2)	(6.4)	(23.6)	(6.8)	(2.1)	(1.7)	71.1	1.2
(17.2)	(30.2)	(17.6)	(6.3)	(0.4)	(-)		
(24.1)	(5.1)	(12.4)	(6.2)	(3.9)	(-)		
(25.9)	(5.3)	(8.7)	(0.1)	(1.8)	(0.6)		
(26.0)	(8.0)	(7.0)	(2.7)	(1.8)	(0.8)		
(4.2)	(0.1)	(60.6)	(15.7)	(4.0)	(2.0)		
(6.7)	(2.9)	(36.1)	(9.7)	(2.7)	(-)		
(27.1)	(0.6)	(33.3)	(12.7)	(0.7)	(2.6)		
(9.6)	(13.6)	(13.7)	(29.1)	(0.1)	(0.6)		
(23.0)	(2.6)	(26.6)	(16.4)	(3.1)	(-)		
(8.6)	(3.4)	(51.9)	(7.8)	(0.5)	(0.1)		
(27.9)	(10.6)	(13.4)	(5.1)	(1.9)	(0.3)		
(15.6)	(3.3)	(23.2)	(6.2)	(1.0)	(0.3)		
(16.2)	(3.0)	(24.5)	(5.4)	(2.2)	(0.1)		
(28.8)	(6.8)	(11.4)	(5.1)	(2.5)	(3.6)		
(11.4)	(10.5)	(25.9)	(5.6)	(4.2)	(0.1)		
(3.2)	(11.0)	(41.5)	(19.9)	(4.8)	(-)		
(19.0)	(1.7)	(39.8)	(11.6)	(1.2)	(2.1)		

第15表 産業・規模、1年のうち所定時間外労働(所定時間外労働が特定)

産業・規模・職務	計	2週間未満	2～4週間 未 満	4～8週間 未 満
計	100.0	13.8	29.6	20.4
D 鉱 業	100.0	17.0	43.9	10.4
E 建 設 業	100.0	14.5	21.2	31.1
F 製 造 業	100.0	12.8	30.4	20.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.0	24.1	26.9
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	8.4	31.6	23.6
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	19.6	37.3	16.8
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	8.5	37.4	15.3
K 不 動 産 業	100.0	10.3	35.6	17.3
L サ ー ビ ス 業	100.0	11.8	21.0	19.9
500 人 以 上	100.0	6.6	25.9	24.9
100 ～ 499 人	100.0	13.1	32.9	20.3
30 ～ 99 人	100.0	14.3	28.7	20.3
企 画 ・ 調 査	100.0	10.2	11.7	27.9
人 事 ・ 教 育 訓 練	100.0	14.9	24.5	17.5
決 算 ・ 経 理	100.0	19.2	31.4	24.9
総 務	100.0	9.3	40.7	15.3
生 産 (交替制あり)	100.0	9.7	27.1	16.1
生 産 (交替制なし)	100.0	7.9	21.0	17.6
研 究 開 発	100.0	3.4	17.8	32.6
情 報 処 理	100.0	6.4	39.1	16.5
販 売 ・ サ ー ビ ス	100.0	15.5	25.1	16.0
営 業	100.0	9.5	38.7	18.9

働の集中する期間別事業所数の割合
の時期に集中する職務)

(%)

8 ～ 12 週間 未 満	12 ～ 16 週間 未 満	16 ～ 21 週間 未 満	21 週間以上	不 明
19.7	6.9	2.6	5.7	1.3
14.6	3.0	—	7.6	3.5
17.4	7.4	3.9	4.1	0.5
15.9	7.0	3.3	8.5	1.8
21.7	6.6	0.8	—	0.9
20.7	5.7	3.0	3.6	3.5
14.8	5.4	0.0	5.5	0.5
24.6	5.8	5.8	—	2.7
12.9	4.1	3.5	1.2	15.2
29.3	9.1	3.3	5.3	0.2
27.3	7.0	2.5	4.6	1.2
18.6	6.1	1.3	6.5	1.2
19.7	7.2	3.0	6.5	1.4
33.7	7.4	5.0	3.9	0.1
35.7	1.7	3.4	2.1	0.2
16.4	4.2	1.0	2.8	0.3
21.8	9.4	0.2	3.2	0.0
17.0	7.8	5.1	14.6	2.6
24.8	10.7	7.0	10.4	0.6
31.7	4.1	0.3	6.1	4.0
19.5	17.2	—	1.3	—
23.0	7.0	4.2	8.4	0.9
10.0	8.2	3.3	9.4	1.8

第16表 産業・規模・職務・深夜業の日数，恒常的に深夜

所 見 職 深 夜 業 の 日 数	業 模 務 数	計	深夜業を恒常的 に行っている職 務あり	職 員		
				女子は補助 的業務に従 事	女子は深夜 業の必要 ない男子とは 別の業務	女子は交替 制の日勤の み
計		100.0	17.1 (100.0)	(5.2)	(2.2)	(3.0)
D 鉱 業		100.0	34.7 (100.0)	(4.4)	(1.3)	(-)
E 建 設 業		100.0	4.3 (100.0)	(22.6)	(22.6)	(-)
F 製 造 業		100.0	24.9 (100.0)	(4.5)	(2.2)	(2.5)
G 電気・ガス・熱供給・水道業		100.0	34.3 (100.0)	(0.2)	(-)	(0.3)
H 運 輸 ・ 通 信 業		100.0	28.2 (100.0)	(0.1)	(1.7)	(0.1)
I 卸売・小売業，飲食店		100.0	11.7 (100.0)	(14.8)	(-)	(10.2)
J 金 融 ・ 保 険 業		100.0	0.9 (100.0)	(1.2)	(2.3)	(-)
K 不 動 産 業		100.0	16.9 (100.0)	(7.7)	(-)	(1.8)
L サ ー ビ ス 業		100.0	15.4 (100.0)	(2.7)	(2.9)	(1.3)
500 人 以 上		100.0	52.1 (100.0)	(5.0)	(2.6)	(2.3)
100 ~ 499 人		100.0	31.5 (100.0)	(2.6)	(2.8)	(2.3)
30 ~ 99 人		100.0	13.4 (100.0)	(6.6)	(1.9)	(3.3)
企 画 ・ 調 査		100.0	0.2 (100.0)	(7.8)	(0.9)	(-)
人 事 ・ 教 育 訓 練		100.0	1.4 (100.0)	(7.2)	(-)	(-)
決 算 ・ 経 理		100.0	0.1 (100.0)	(52.6)	(-)	(-)
総 務		100.0	0.6 (100.0)	(8.4)	(-)	(24.9)
生 産 (交替制あり)		100.0	58.7 (100.0)	(3.2)	(1.8)	(2.1)
生 産 (交替制なし)		100.0	3.6 (100.0)	(3.9)	(3.7)	(10.7)
研 究 開 発		100.0	1.4 (100.0)	(8.5)	(1.7)	(-)
情 報 処 理		100.0	1.1 (100.0)	(6.5)	(1.5)	(0.2)
販 売 ・ サ ー ビ ス		100.0	14.0 (100.0)	(7.3)	(2.1)	(1.6)
営 業		100.0	2.3 (100.0)	(8.5)	(7.6)	(1.0)
4 日 以 下			(100.0)	(2.2)	(3.1)	(8.7)
5 ~ 12 日 以 下			(100.0)	(5.0)	(2.7)	(1.9)
13 ~ 16 日 以 下			(100.0)	(5.9)	(0.4)	(1.6)
17 ~ 20 日 以 下			(100.0)	(4.8)	(5.3)	(11.1)
21 日 以 上			(100.0)	(3.9)	(0.2)	(0.7)

業を行っている職務の人員配置状況別事業所数の割合

(%)

の 人 員 配 置 状 況 (M.A.)							深夜業を恒 常的に行っ ている職務 なし	不 明
男女同じ業 務だが女子 には深夜業 をさせない	指揮命令者 専門業務従 事者に女子 を配置	女子の深夜 業可能業務 に女子を配 置	男子のみを 配置	特定の時期 には、他の 部署等から 男子を増員	そ の 他	不 明		
(6.2)	(2.9)	(12.7)	(59.8)	(2.8)	(2.8)	(9.5)	82.0	0.9
(-)	(-)	(-)	(95.6)	(8.8)	(-)	(-)	63.7	1.6
(23.4)	(-)	(-)	(76.2)	(22.3)	(-)	(0.2)	94.7	1.0
(5.2)	(0.7)	(1.0)	(83.5)	(2.4)	(0.4)	(3.5)	74.9	0.2
(-)	(-)	(-)	(99.5)	(-)	(-)	(-)	65.7	-
(6.8)	(2.4)	(0.7)	(75.3)	(4.4)	(-)	(13.5)	67.8	4.0
(8.0)	(-)	(31.4)	(19.1)	(0.3)	(-)	(16.6)	88.3	0.0
(14.3)	(-)	(-)	(78.5)	(-)	(-)	(4.9)	99.1	-
(23.9)	(5.0)	(5.0)	(60.4)	(-)	(-)	(1.1)	83.1	-
(4.8)	(9.1)	(29.5)	(33.6)	(2.7)	(10.8)	(13.5)	83.1	1.5
(8.3)	(4.3)	(7.6)	(68.0)	(1.4)	(2.4)	(5.7)	47.3	0.6
(5.9)	(5.5)	(11.1)	(66.9)	(2.3)	(2.4)	(6.3)	68.0	0.5
(6.1)	(1.5)	(13.9)	(55.8)	(3.1)	(3.0)	(11.3)	85.6	1.0
(-)	(16.9)	(-)	(8.6)	(-)	(54.3)	(12.5)		
(42.8)	(-)	(26.2)	(7.3)	(-)	(23.8)	(-)		
(7.1)	(-)	(18.1)	(4.3)	(-)	(-)	(22.2)		
(6.1)	(-)	(1.6)	(31.5)	(-)	(-)	(27.5)		
(5.8)	(2.9)	(4.2)	(80.4)	(3.0)	(1.2)	(2.4)		
(2.6)	(1.3)	(24.9)	(51.6)	(1.3)	(5.2)	(0.2)		
(8.7)	(2.1)	(-)	(75.0)	(-)	(5.0)	(0.5)		
(13.0)	(1.9)	(2.5)	(64.6)	(14.7)	(-)	(11.5)		
(4.9)	(4.4)	(27.9)	(38.5)	(2.2)	(5.0)	(11.9)		
(18.5)	(-)	(8.2)	(50.0)	(6.3)	(-)	(20.1)		
(2.8)	(4.8)	(15.8)	(49.5)	(5.3)	(4.1)	(13.0)		
(5.2)	(2.6)	(10.0)	(66.4)	(3.1)	(3.5)	(7.9)		
(12.0)	(3.3)	(9.2)	(59.4)	(1.1)	(1.0)	(7.9)		
(11.6)	(2.3)	(5.3)	(63.8)	(2.1)	(0.4)	(-)		
(7.5)	(3.2)	(24.6)	(45.2)	(1.2)	(1.9)	(15.1)		

第17表 産業・規模，1か月平均の深夜業日数，
(各職務に従事する者のうち，深夜業

産 業 ・ 規 模	計	深 夜 業 の 日 数						小 計
		4 日 以 下	5 ～ 12 日以下	13 ～ 16 日以下	17 ～ 20 日以下	21 日 以 上	不 明	
計	100.0	10.7	55.4	9.1	6.4	15.1	3.1	30.1
D 鉱 業	100.0	4.4	54.1	24.3	8.8	8.3	—	34.9
E 建 設 業	100.0	4.6	36.3	33.5	—	25.5	0.2	37.6
F 製 造 業	100.0	3.8	72.6	7.8	4.3	9.6	1.8	25.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	13.9	68.1	9.5	—	6.0	2.5	2.1
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	10.1	37.5	19.9	15.1	12.1	5.3	43.2
I 卸売・小売業，飲食店	100.0	11.5	23.4	5.9	6.4	45.1	7.7	39.9
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	32.2	24.7	—	—	39.3	3.7	59.7
K 不 動 産 業	100.0	5.0	73.8	21.2	—	—	—	47.3
L サ ー ビ ス 業	100.0	21.8	61.3	4.1	5.3	6.3	1.2	23.2
500 人 以 上	100.0	5.7	70.6	11.2	3.7	5.4	2.5	25.0
100 ～ 499 人	100.0	9.5	64.8	6.9	6.0	10.9	1.9	31.2
30 ～ 99 人	100.0	11.6	49.7	10.1	6.9	17.9	3.8	29.9

平均的な人の深夜業の時間帯別事業所数の割合
 従事の回数が大体平均的な者について)

(%)

平 均 的 な 人 の 深 夜 業 の 時 間 帯									
終 了 が 深 夜				小 計	開 始 が 深 夜			深夜の時間帯午後 10時～午前5時す べてに掛かる場合 又は事業場として の24時間の交替制 の場合	不 明
午後10時 から11時 迄に終了	午後11時 から12時 迄に終了	午後12時 から午前1 時に迄に 終了	午前1時 以降終了		午前3時 前から開 始	午前3時 から4時 の間に開 始	午前4時 から5時 の間に開 始		
6.2	7.5	6.7	9.7	10.9	2.5	1.8	6.5	57.1	2.0
17.1	3.4	14.4	—	—	—	—	—	64.4	0.6
1.0	0.1	—	36.5	0.1	0.1	—	—	62.2	—
6.0	4.7	3.4	11.1	4.3	1.8	1.6	0.9	68.3	2.1
1.1	—	—	1.1	2.3	2.3	—	—	95.5	—
1.5	13.6	18.1	9.9	2.9	0.9	—	2.1	49.4	4.4
10.1	9.7	5.4	14.7	52.2	8.8	7.2	36.2	7.7	0.1
—	31.1	2.3	26.2	—	—	—	—	39.2	1.2
5.0	42.2	—	—	—	—	—	—	52.7	—
7.7	6.3	6.2	3.0	1.4	1.1	—	0.4	73.5	1.8
4.0	6.3	6.3	8.4	1.2	0.6	0.3	0.4	71.1	2.6
6.1	6.7	7.2	11.2	4.1	1.1	1.7	1.3	62.4	2.4
6.4	7.9	6.4	9.2	14.9	3.4	1.9	9.6	53.4	1.8

第18表 産業・規模・職務・深夜業の期間、深夜業が年間事業所の割合

産業・規模・職務・深夜業の期間	計	深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務あり	職 員		
			女子は補助的業務に従事	女子は深夜業の必要ない男子とは別の業務	女子は交替制の日勤のみ
計	100.0	3.4 (100.0)	(11.2)	(3.4)	(0.4)
D 鉱 業	100.0	9.8 (100.0)	(18.0)	(-)	(-)
E 建 設 業	100.0	3.6 (100.0)	(7.4)	(7.4)	(-)
F 製 造 業	100.0	4.3 (100.0)	(8.0)	(1.6)	(1.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.1 (100.0)	(34.4)	(-)	(-)
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.0 (100.0)	(-)	(-)	(-)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	5.7 (100.0)	(19.0)	(7.4)	(0.3)
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.6 (100.0)	(-)	(-)	(-)
K 不 動 産 業	100.0	3.2 (100.0)	(67.4)	(-)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	1.4 (100.0)	(13.4)	(-)	(-)
500 人 以 上	100.0	6.2 (100.0)	(25.2)	(5.1)	(3.6)
100 ～ 499 人	100.0	4.2 (100.0)	(8.6)	(2.3)	(-)
30 ～ 99 人	100.0	3.2 (100.0)	(11.3)	(3.6)	(0.4)
企 画 ・ 調 査	100.0	0.1 (100.0)	(92.1)	(74.2)	(-)
人 事 ・ 教 育 調 練	100.0	0.2 (100.0)	(4.9)	(1.3)	(-)
決 算 ・ 経 理	100.0	0.7 (100.0)	(8.0)	(0.5)	(-)
総 務	100.0	0.2 (100.0)	(0.6)	(-)	(-)
生 産 (交替制あり)	100.0	6.8 (100.0)	(5.9)	(-)	(1.4)
生 産 (交替制なし)	100.0	1.9 (100.0)	(3.0)	(2.8)	(-)
研 究 開 発	100.0	0.7 (100.0)	(16.3)	(0.4)	(-)
情 報 処 理	100.0	1.1 (100.0)	(5.6)	(0.9)	(-)
販 売 ・ サ ー ビ ス	100.0	3.1 (100.0)	(31.1)	(11.4)	(0.5)
営 業	100.0	0.6 (100.0)	(3.1)	(-)	(-)
2 週 間 以 下		(100.0)	(11.7)	(0.8)	(0.9)
3 ～ 4 週 間 以 下		(100.0)	(17.8)	(10.7)	(0.1)
5 ～ 8 週 間 以 下		(100.0)	(9.4)	(-)	(-)
9 ～ 12 週 間 以 下		(100.0)	(2.5)	(0.4)	(-)
13 ～ 16 週 間 以 下		(100.0)	(27.8)	(22.7)	(-)
17 ～ 20 週 間 以 下		(100.0)	(-)	(-)	(-)
21 週 間 以 上		(100.0)	(-)	(-)	(-)

(注)「深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務あり」の事業所数が少ないため、誤差が大きく

を通して特定の時期に集中的にある職務の人員配置状況別

(%)

の 人 員 配 置 状 況 (M.A.)							深夜業が年間を通して特定の時期に集中的にある職務なし	不 明
男女同じ業務だが女子には深夜業をさせない	指揮命令者、専門業務従事者に女子を配置	女子の深夜業可能業務に女子を配置	男子のみを配置	特定の時期には、他の部署等から男子を増員	そ の 他	不 明		
(17.1)	(2.4)	(6.8)	(61.3)	(13.5)	(3.0)	(4.9)	95.6	0.9
(16.0)	(-)	(-)	(66.0)	(30.8)	(-)	(-)	88.5	1.6
(4.1)	(7.2)	(-)	(96.7)	(7.2)	(0.5)	(-)	95.3	1.1
(33.9)	(1.3)	(0.9)	(44.0)	(10.7)	(7.3)	(10.4)	95.6	0.1
(5.1)	(-)	(-)	(60.5)	(-)	(-)	(-)	98.5	0.4
(-)	(-)	(-)	(99.7)	(-)	(-)	(0.3)	92.3	3.7
(3.2)	(-)	(11.3)	(68.8)	(27.1)	(-)	(2.9)	94.3	0.0
(50.0)	(-)	(-)	(50.0)	(-)	(-)	(-)	99.4	-
(6.0)	(-)	(-)	(26.5)	(-)	(-)	(-)	96.8	-
(36.4)	(14.3)	(29.1)	(17.8)	(6.0)	(5.0)	(3.5)	97.1	1.6
(38.8)	(4.0)	(6.4)	(28.4)	(4.5)	(1.8)	(3.3)	93.2	0.6
(21.5)	(5.5)	(3.1)	(54.5)	(20.4)	(0.5)	(12.2)	95.3	0.5
(14.9)	(1.4)	(7.8)	(64.7)	(12.1)	(3.8)	(2.9)	95.8	1.0
(-)	(74.2)	(-)	(82.1)	(74.2)	(-)	(-)		
(90.1)	(-)	(-)	(2.7)	(-)	(-)	(5.9)		
(31.1)	(3.6)	(0.4)	(56.1)	(-)	(0.1)	(2.4)		
(35.0)	(-)	(-)	(64.8)	(-)	(0.4)	(-)		
(9.1)	(3.5)	(5.1)	(80.6)	(11.3)	(4.4)	(2.9)		
(22.6)	(-)	(25.0)	(34.4)	(10.5)	(11.8)	(3.8)		
(0.4)	(-)	(-)	(68.4)	(-)	(-)	(14.8)		
(34.7)	(2.0)	(2.0)	(57.5)	(0.4)	(-)	(4.0)		
(4.4)	(1.9)	(7.2)	(63.0)	(34.2)	(0.5)	(-)		
(13.2)	(-)	(1.1)	(82.5)	(19.3)	(-)	(2.8)		
(15.0)	(2.1)	(1.6)	(63.2)	(13.1)	(2.6)	(3.9)		
(12.6)	(6.0)	(6.8)	(73.5)	(19.5)	(0.1)	(0.1)		
(37.2)	(-)	(10.2)	(45.9)	(1.5)	(6.9)	(-)		
(47.8)	(-)	(1.5)	(65.1)	(17.8)	(16.8)	(0.9)		
(5.1)	(-)	(-)	(72.2)	(21.6)	(-)	(-)		
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
(-)	(-)	(42.8)	(48.0)	(-)	(-)	(9.2)		

なっていることに注意を要する。

第19表 産業・規模，1年のうち深夜業が集中的にある
(各職務に従事する者のうち，深夜業従

産業・規模	計	深夜業の期間						
		2週間 以下	3～4 週間 以下	5～8 週間 以下	9～12 週間 以下	13～16 週間 以下	17～20 週間 以下	21週間 以上
計	100.0	43.2	24.4	11.7	6.4	1.8	0.5	7.4
D 鉱業	100.0	41.4	19.9	15.4	23.4	—	—	—
E 建設業	100.0	66.9	32.9	—	—	—	—	0.2
F 製造業	100.0	37.3	24.5	9.8	10.3	4.2	0.7	3.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.5	39.5	—	—	—	—	—
H 運輸・通信業	100.0	56.4	4.4	21.6	17.4	—	—	—
I 卸売・小売業，飲食店	100.0	43.7	34.9	1.0	—	—	—	17.1
J 金融・保険業	100.0	75.0	—	25.0	—	—	—	—
K 不動産業	100.0	32.6	40.9	—	—	—	26.5	—
L サービス業	100.0	23.1	15.4	45.6	2.2	4.0	1.0	5.6
500人以上	100.0	45.8	25.7	10.1	8.7	3.6	0.4	3.7
100～499人	100.0	45.6	24.5	11.6	5.3	2.3	1.5	1.7
30～99人	100.0	42.4	24.3	11.8	6.6	1.6	0.2	9.1

(注) 「深夜業が年間を通じて特定の時期にある職務あり」の事業所数が少ないため、誤差が大きくなっ

期間、平均的な人の深夜業の時間帯別事業所数の割合
 事の回数が大体平均的な者について)

(80)

平均的な人の深夜業の時間帯											
不明	終了が深夜					開始が深夜				深夜の時間帯午後10時～午前5時すべてに掛かる場合又は事業場としての24時間の交替制の場合	不明
	小計	午後10時から11時迄に終了	午後11時から12時迄に終了	午後12時から午前1時迄に終了	午前1時以降に終了	小計	午前3時から開始	午前3時から4時の間に開始	午前4時から5時の間に開始		
4.6	59.1	24.6	17.9	9.1	7.5	5.2	1.7	0.2	3.3	28.5	7.2
—	47.2	21.5	23.1	2.6	—	15.4	—	15.4	—	35.2	2.1
—	8.5	3.6	1.2	—	3.8	—	—	—	—	87.8	3.6
9.5	55.2	16.9	20.8	11.3	6.2	3.7	3.2	—	0.5	25.0	16.1
—	39.1	34.8	4.3	—	—	—	—	—	—	—	60.9
0.3	25.7	—	8.3	17.4	—	—	—	—	—	74.0	0.3
3.3	83.9	48.3	13.0	7.9	14.6	9.8	—	—	9.8	3.3	3.0
—	100.0	25.0	25.0	—	50.0	—	—	—	—	—	—
—	73.5	26.5	46.9	—	—	—	—	—	—	26.5	—
3.2	73.8	25.1	47.5	1.1	—	7.4	6.5	1.0	—	15.3	3.5
1.9	77.6	26.4	32.5	14.4	4.3	—	—	—	—	9.2	13.2
7.5	68.8	28.4	30.0	3.6	6.8	0.9	0.5	0.5	—	23.0	7.3
4.0	55.5	23.4	13.9	10.4	7.8	6.6	2.2	0.1	4.4	30.9	7.0

ていることに注意を要する。

平成3年度女子雇用管理基本調査
母性保護等実施状況調査票

問3 兵庫県の方型等問題に関する制限

⑩ 制度の改良

内 容	規定なし	規定あり	労働協約内	就業規則	内 規	その他の他
時間外労働の制限	1	2	—	1	2	3
休日労働の制限	1	2	—	—	—	—
就業量の制限	1	2	—	1	2	3
委託労働者の雇用制限 (委託労働者数等の示す人)	1	2	—	1	2	3

⑦ 変形方針問題の適用制限制度の内容

制度 A (正付労働時間制は適用するが、 法定労働時間を超える時間について 早退を認める)	1	2	3
制度 B (正付労働時間は適用しないが、 法定労働時間を超える時間について早退を 認める)			
制度 A又は 制度 Bのいずれかを 場合により選択する			

[illegible]

習4 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

① 制度の構築

労働協約	就業規則	内 規	その他の規
労働協約	就業規則	内 規	その他の規

月給額ごとに有給日数を定めている		年間を通じて算出して算出日数	
1 日未満	1 日 2 日 3 日以上	必要日数	13 日以下 14 日以上 その他
1	2	3	4
5	6	7	8

本以下の間3～8までは、解題又は慣行として確立しているものを「有」として記入して下さい。

（昭和十一年） 昭和十一年四月二十日 東京府立病院の病棟に於て

① 新年度の準備

制度の種類		労働協約	就業規則	内 規	債 行	その他
2	労働協約あり	100	100	100	100	100
1	労働協約あり	100	100	100	100	100

休戚相關

2	()	その他 異体例に
1	()	異体字の示した基準 正誤表27項まで4回期に1回28~35項まで2回期に1回 36項以降に1回期に1回及び最後1回

6月9日 陸軍省の要請に答へて、(正)陸軍省が要する費用を認めて、(逆)主として運輸を認める措置)

① 制度の有無

制度の種類		該当するものすべてに○印をつけて下さい				
		労働協約	就業規則	内 規	機 行	その他
1	制度あり	○ 1	2	3	4	5
2	制度なし					

② 駐米時間の短縮

あ	り	1	30分以内	30分を超え60分以内	60分を超える
なし(調査補助のみ)	2		1	2	3

問7 妊婦障害休養（つわりのための休暇等、名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める措置）

每片0.1g

制度の別		(適用するものすべてに○印をつけて下さい)			
		労働協約	就業規則	内 規	その他
1	形成あり	○	○	○	○
2	形成なし				

同。配药者应长

制度の有無

[illegible]

IV 母性保護等実施状況

大岡か〜12については、平成3年1月1日から12月31日までの1年間に在籍中に出生した者について記入して下さい。

問9 出生者の有無

出生者あり	1	2	合計
出生者なし			

注) 1 出生とは、妊娠12週以上の分娩をいいます。

2 胎死とは、母や出生した胎児をいいます。

3 多胎出産とは、双子以上の出生をいいます。この場合、児の全数が在籍だった場合は、多胎出産と見做し、1人として記入して下さい。また、多胎出産で、そのうち1人でも在籍だった場合は、多胎出産と見做し、1人として記入して下さい。

問10 産前休業取得者数及び休業日数 (産前休業中に退職した者を除きます。)

産前休業取得者数	7日以内	8日〜21日	22日〜35日	36日〜42日	43日〜56日	57日〜70日	71日以上	計	延休業日数
取得者									
計									

注) 1 休業日とは、産前休業として計算して下さい。したがって、最長1日の休業があります。

2 平成3年12月31日以前より引き続き産前休業を取得した場合は、取得の休業日数も記入して下さい。

3 分給予定日より遅れて出産した場合、予定日から出産日まで前休業として取り扱います。

問11 産後休業取得者数及び休業日数 (産後休業中に退職した者を除きます。)

産後休業取得者数	43日以内	44日〜56日	57日〜63日	64日〜70日	71日以上	計	延休業日数
取得者							
計							

注) 平成3年中に出生した者が、4年6月31日まで引き続き産後休業を取得し、4年7月1日までに産後休業が終わっている場合は、その休業日数も記入して下さい。なお、4月1日現在産前休業中の者は、その後の予定休業日数も記入して下さい。

問12 育児休業取得者数 (1月1日以前に取得した者も含みます。)

育児休業取得者数	1月1日以前	1月1日〜12月31日	12月31日以後	計
取得者あり				
取得者なし				

問13 妊娠・出産による退職者の有無

退職者あり	1	2	合計
退職者なし			

注) 平成3年中に出生した者が、平成3年12月31日以前に退職した場合は、「出産前」に、3年中に出生して1年1月1日以前に退職した場合は「出産後」に記入して下さい。

問14 妊娠中の健康診断実施率 (平成3年1月1日から12月31日の間に妊娠中に出生した者及び妊娠期間中に出生予定であった者について記入して下さい。)

健康診断あり	1	2	合計
健康診断なし			

注) 1 平成3年中に出生した者が、平成3年12月31日以前に出生した場合は「出産前」に、3年中に出生して1年1月1日以前に出生した場合は「出産後」に記入して下さい。

2 健康診断実施率とは、健康診断を受けた者の割合をいいます。

問15 妊娠中の労働時間に関する調査 (平成3年1月1日から12月31日の間に妊娠中に出生した者及び妊娠期間中に出生予定であった者について記入して下さい。)

労働時間	1	2	合計
労働時間なし			

問16 生活費の状況 (平成3年1月1日から12月31日までの1年間の状況)

生活費の状況	1	2	合計
生活費なし			

問17 育児休業取得者数 (1月1日以前に取得した者も含みます。)

育児休業取得者数	1月1日以前	1月1日〜12月31日	12月31日以後	計
取得者あり				
取得者なし				

注) 「育児休業取得者数」とは、育児休業を取得した者の数をいいます。

注) 問17のA～Jまでの職務、問18、問19の「指揮命令者」、「専門業務従事者」、「女子の深夜業可能業務」については下記を参照して下さい。

企 画・調 査：事業の企画・立案・管理、各種の調査・集計・分析などの職務
 人 事・教育訓練：社員の任用、研修、教育訓練などの職務
 決 算・経 理：予算の計画、会計帳簿の記入・決算・監査などの職務
 総 務：社員の給与・福利厚生、文書の收受・管理、秘書、広報、受付などの職務
 生産（事業場の交替制の有無別）：製品の製造・修理の職務（事業場に交替制があるかないかで分けて記入のこと）
 研 究 開 発：研究所、試験場などにおける学問上・技術上の問題を解明するための、専門的・科学的試験・研究の職務
 情 報 処 理：システムエンジニアやプログラマーなどの職務
 販売・サービス：店舗における商品（金融・保険商品を含む）の販売、訪問による商品の販売、家事サービス、美容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人サービス、建物管理などの職務
 営 業：商品の販売・製造に関する取引上の勧誘・交渉・受注、商品の仕入れ、販売契約の作成などの職務

指揮命令者とは、業務を遂行するための最小単位の組織の長である者、又は職務上の地位がその者より上位にある者で、労働者の業務の遂行を指揮命令する者をいう。

専門業務従事者とは、専門的な知識もしくは技術を必要とする業務に従事する者で以下の者をいう。

1. 公認会計士 2. 医師 3. 歯科医師 4. 獣医師 5. 弁護士 6. 一級建築士
7. 薬剤師 8. 不動産鑑定士 9. 研究員 10. システム・エンジニア 11. 新聞記者、編集者
12. 報道記者 13. デザイナー 14. プロデューサー又はディレクター

女子の深夜業可能業務

- ① 保健・衛生の事業、接客娯楽の事業、電話の事業等に従事する者
- ② 女子の健康及び福祉に有害でない業務
 - イ. スチュワーデスの業務 ロ. 女子寄宿舎の管理人の業務 ハ. 映画の撮影の業務
 - ニ. 放送番組の制作の業務 ホ. 警察の業務 ヘ. 旅行者に同行して行う旅程管理業務
 - ト. 郵便事務B
- ③ 業務の性質上深夜業が必要とされる業務
 - イ. 総菜、弁当、サンドイッチ、調理パン等の製造の業務
 - ロ. 生めん類の製造の業務
 - ハ. かまぼこ、ちくわ等の水産練製品製造の業務
 - ニ. 卸売市場における水産物の仕分け、配列等の業務
 - ホ. 新聞配達業務
- ④ 本人の申出、行政官庁の承認により深夜業が認められる事業
 - 一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤー・タクシー業）